

財政的援助団体等監査結果報告書

平成21年度

佐賀県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
第2 監査の結果	2
第3 意見事項	9
用語等の説明	14
監査対象団体ごとの監査結果	15
(1) 監査対象団体	16
【出資団体】	
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団	16
財団法人 佐賀県環境クリーン財団	16
財団法人 佐賀県総合保健協会	18
財団法人 佐賀県アイバンク協会	19
財団法人 佐賀県地域産業支援センター	19
財団法人 佐賀県高齢・障害者雇用支援協会	21
社団法人 佐賀県畜産協会	21
社団法人 佐賀県畜産公社	22
財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金	23
佐賀県土地開発公社	24
佐賀県住宅供給公社	24
財団法人 嘉瀬川水辺環境整備センター	24
財団法人 嘉瀬川ダム対策基金	25
財団法人 さが緑の基金	26
佐賀ターミナルビル株式会社	28
佐賀県道路公社	29
財団法人 佐賀県国際交流協会	30
財団法人 佐賀県教育文化振興財団	31
財団法人 佐賀県体育協会	32
【補助金等交付団体】	
佐賀陸上競技協会	33
佐賀県青少年育成県民会議	34
学校法人 高岸幼稚園	34
社会福祉法人 愛の泉福祉会	34
学校法人 慈恩学園	35
学校法人 佐賀清和学園	35
学校法人 東明館学園	35
虹の松原保護対策協議会	36
社会福祉法人 正和福祉会	36
社会福祉法人 ナイスランド北方	36

社会福祉法人 寿楽園	37
社会福祉法人 清水福祉会	37
社団法人 佐賀市医師会	37
社団法人 鹿島藤津地区医師会	38
社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会	38
社団法人 佐賀県労働者福祉協議会	38
職業訓練法人 武雄職業訓練運営会	39
唐津商工会議所	39
伊万里商工会議所	39
川副町商工会	40
江北町商工会	40
嬉野市商工会	41
社団法人 佐賀県観光連盟	41
岩尾磁器工業株式会社	42
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	42
佐賀県農業信用基金協会	43
まつら森林組合	43
兵庫北土地地区画整理組合	43
佐賀市土地改良区	44
佐賀の木・家・まちづくり協議会	45
佐賀県ヨット連盟	46
佐賀県プロサッカー振興協議会	47
佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議	48
“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会	49
佐賀県農林水産物等輸出促進協議会	50
さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議	52
有明佐賀空港活性化推進協議会	52
第61回県民体育大会実行委員会	53
社団法人 佐賀県トラック協会	53
財団法人 佐賀県環境クリーン財団（再掲）	16
財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲）	19
財団法人 佐賀県高齢・障害者雇用支援協会（再掲）	21
社団法人 佐賀県畜産協会（再掲）	21
財団法人 佐賀県森林整備担い手育成基金（再掲）	23
佐賀県住宅供給公社（再掲）	24
財団法人 嘉瀬川ダム対策基金（再掲）	25
佐賀ターミナルビル株式会社（再掲）	28
財団法人 佐賀県国際交流協会（再掲）	30
財団法人 佐賀県体育協会（再掲）	32

【公の施設の指定管理団体】

佐賀県障害者スポーツ協会 （勤労身体障害者教養文化体育館）	5 3
特定非営利活動法人 佐賀県難病支援ネットワーク （佐賀県難病相談・支援センター）	5 4
財団法人 佐賀県女性と生涯学習財団（再掲） （佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター）	1 6
財団法人 佐賀県地域産業支援センター（再掲） （佐賀県地域産業支援センター） （佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター）	1 9
財団法人 佐賀県教育文化振興財団（再掲） （北山少年自然の家） （黒髪少年自然の家） （波戸岬少年自然の家）	3 1
財団法人 佐賀県体育協会（再掲） （佐賀県総合運動場） （佐賀県総合体育館） （市村記念体育館）	3 2
佐賀県ヨット連盟（再掲） （佐賀県ヨットハーバー）	4 6

所管課ごとの監査結果 5 6

（2）所管課 5 7

【出資団体関係】

男女参画・県民協働課	5 7
循環型社会推進課	5 8
健康増進課	5 9
新産業課、商工課、雇用労働課	5 9
雇用労働課	6 0
林業課	6 0
土地対策課	6 1
水資源対策課	6 1
森林整備課	6 2
道路課	6 2
社会教育・文化財課	6 3
体育保健課	6 4

【補助金等交付団体関係】

政策監グループ	6 6
こども未来課	6 6
地球温暖化対策課	6 7

有明海再生・自然環境課	6 7
長寿社会課	6 8
医務課	6 9
雇用労働課	7 0
流通課	7 0
商工課	7 1
観光課	7 2
生産者支援課	7 2
林業課	7 4
農地整備課	7 5
建築住宅課	7 6
空港・交通課	7 7

【指定管理団体関係】

障害福祉課	7 8
健康増進課	7 8
体育保健課	7 8

第 1 監査の概要

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政的援助団体等の監査を次のとおり実施した。

1 監査の実施時期

平成 21 年 8 月から平成 22 年 2 月まで

2 監査の対象機関

県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体等及び補助金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）並びに公の施設の管理を指定している団体のうち 60 団体（施設）について実施。

区 分	出 資	補助金等交付	公の施設の 指定施設	計
財団法人・公社	16	11	10	37 (16)
社団法人	2	7		9 (8)
学校法人		4		4 (4)
社会福祉・医療法人		5		5 (5)
職業訓練法人		1		1 (1)
商工会議所・商工会		5		5 (5)
NPO 法人			1	1 (1)
株式会社・共同企業体	1	2		3 (2)
その他		17	2	19 (18)
計	19	52	13	84 (60)

(注) ・数値は団体等数で、() は重複を除く実団体等数

・「その他」は、土地改良区、各種組合、各種協議会、各種協会等任意の団体

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

- (1) 出資団体については、経営が適切、良好に行われているか
- (2) 補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか
- (3) 公の施設の管理団体については、運営及び財産管理が適切に行われているか

などを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の平成 20 年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第 2 監 査 の 結 果

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部において、次のような指摘事項が認められたので、所管課並びに団体に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

1 重要な指摘事項

(1) 出資団体関係

(団体に対するもの)

- ① 佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付金の会計処理で適正でないものがあつた。

【循環型社会推進課（財団法人佐賀県環境クリーン財団）】

平成20年4月1日に貸付決定を受け、同月23日に受け入れた長期貸付金については全額平成20年度に計上すべきところ、施設整備特別会計の平成19年度決算に収支不足が生じることを回避するため、貸し付けられた資金の一部を、同会計の平成19年度の長期借入金収入として計上し、未収金として処理していた。

平成19年度決算の資金不足を解消する必要があるのであれば、当該年度内での資金調達等により解消を図るべきであつた。

・貸付申請日	平成20年4月1日
・貸付決定日	平成20年4月1日
・請求書提出日	平成20年4月9日
・貸付金受入日	平成20年4月23日
・借入額	553,826,000円
うち平成19年度分として計上	349,017,876円
うち平成20年度分として計上	204,808,124円

(2) 補助金等交付団体関係

(団体に対するもの)

- ① 負担金の請求時期で適正でないものがあつた。

【政策監グループ（佐賀県プロサッカー振興協議会）】

総会で事業計画及び予算審議が決定しない前に、県に負担金の請求を行っていた。

しかも、当協議会事務局職員は、県職員が兼務している。

・負担金請求額	7,000,000円
・負担金受入日	平成20年4月15日
・総会開催日	平成20年7月12日

- ② 協議会の機関決定がないままに事業が執行されているものがあつた。

【流通課（佐賀県農林水産物等輸出促進協議会）】

中東関係の事業については、県は平成20年6月議会で事業実施の承認がなされているが、協議会では中東、アメリカ関連の事業計画の変更及び補正予算の承認を得ないままに事業を実施し、事業計画の変更等の手続きは平成21年2月2日の協議会で事後承認がなされていた。

(補正予算の承認がないままに負担金の請求)

- ・ 県の負担金額 18,373,000 円 (納入年月日 平成20年8月26日)
- ・ JA の 〃 3,500,000 円 (納入年月日 平成21年1月20日)

(事業計画の変更承認がないままに事業実施)

- ・ 中東事業の実施時期 平成20年7月～
- ・ アメリカ向け輸出事業 平成20年7月～

③ 予算の執行で適正でないものがあつた。

【流通課 (佐賀県農林水産物等輸出促進協議会)】

中東事業の実施で、協議会の事後承認 (事業計画) を平成21年2月に受けていたにもかかわらず、計画通りの事業実施がなされず、予算流用の手続きもしないままに事業が執行されているものがあつた。

④ 中東事業の実施に関して協議会の機関決定がないままに、国の補助メニューにもない財産が購入されているものがあつた。

【流通課 (佐賀県農林水産物等輸出促進協議会)】

- ・ 購入財産名 間仕切りパネル一式 エアスタナー一式
- ・ 購入金額 2,257,500 円 2,079,000 円
- ・ 購入年月日 平成20年10月8日 平成20年10月9日

(所管課に対するもの)

① 補助事業の実施にあたって適正でないものがあつた。

【政策監グループ (佐賀陸上競技協会)】

佐賀陸上競技協会に対する 13,463,000 円の補助であるが、

- ・ 当補助金が佐賀陸上競技協会の決算書に計上されていなかった。
- ・ 当協会の事務局長等の決裁を確認できなかった。

② 負担金の支出時期で適正でないものがあつた。

【政策監グループ (佐賀県プロサッカー振興協議会)】

協議会職員を兼務している所管課は、協議会総会の審議 (機関決定) がなされず、負担金支出の根拠がないことを知りながら、負担金請求書を受理し、負担金を支出していた。

- ・ 負担金請求額 7,000,000 円
- ・ 負担金受入日 平成20年4月15日
- ・ 総会開催日 平成20年7月12日

(3) 公の施設の指定管理団体関係

(指定管理者に対するもの)

- ① 体育館の運営に関する業務（開館時間）で適正でないものがあった。
【障害福祉課（佐賀県障害者スポーツ協会：勤労身体障害者教養文化体育館）】
指定管理者は、管理運営仕様書に基づき年度当初に事業計画書を提出することとなっている。
その中で、勤務体制として、体育館の開館時間（勤務体制）を2交代制で午前8時30分から午後9時までと計画されていたが、日曜日の開館時間が午前8時30分から午後5時までとなっており、計画どおりの開館時間が守られていなかった。

※総合福祉センター管理規則第18条

体育館の開館時間は、一日につき午前9時から午後9時までを含む12時間以上とする。

(所管課に対するもの)

- ① 実績報告の確認で不十分なものがあった。
【障害福祉課（佐賀県障害者スポーツ協会：勤労身体障害者教養文化体育館）】
実績報告書の提出に際して、報告内容の確認及び指導を要するものについて改善勧告がなされていなかった。
- ・体育館の開館時間で、日曜日の開館時間が計画どおりとなっていなかった。
 - ・自主事業の開催で、未実施のものがあった。（スポーツ大会、教養文化教室）
 - ・利用者の意見収集方法として、アンケートや意見箱を設置して自己評価を実施することとされていたが、実施されていなかった。

2 その他指摘事項

(1) 出資団体関係(42件)

出資団体に対するもの(34件)

- ・資金運用で改善を要するもの(3件)
- ・理事会及び運営協議会のあり方で改善を要するもの(4件)
- ・契約事務で適正でないもの(4件)
- ・個人情報取扱について一部改善を要するもの(1件)
- ・文書の保存で適正でないもの(1件)
- ・手当の認定事務で適正でないもの(1件)
- ・総会及び理事会の議事録署名について定款に即していないもの(1件)
- ・組織のあり方で改善を要するもの(1件)
- ・会計処理で適正でないもの(1件)
- ・収入未済の解消に努めるもの(1件)
- ・事務局運営費の支出で適正でないもの(1件)
- ・役員及び運営協議会委員の選任にあたり改善を要するもの(1件)
- ・財団助成事業の実施検査後の対応について問題があるもの(1件)
- ・財団助成事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるもの(1件)
- ・財団助成事業の実績報告書で対象経費であるかどうか確認されていないもの(1件)
- ・財団助成事業の交付条件について整理が必要なもの(1件)
- ・基金助成事業実施規程で改正が必要なもの(1件)
- ・経理規程で検討すべきもの(1件)
- ・理事長の住所変更登記が遅延しているもの(1件)
- ・専務理事の位置づけが明確でないもの(1件)
- ・監事への報酬に関する規定の整備が必要なもの(1件)
- ・道路賠償責任保険の加入が遅れているもの(1件)
- ・理事会の表決権の委任で適正でないもの(1件)
- ・財産の管理手続きで適正でないもの(1件)
- ・役員報酬を支払う規定の整備が必要なもの(1件)
- ・非常勤嘱託職員の勤務日数で適正でないもの(1件)

所管課に対するもの(8件)

- ・委託業務の契約内容で検討を要するもの(1件)
- ・知事への報告を要するもので行われていないもの(1件)
- ・団体への指導監督で改善すべきもの(1件)
- ・団体への指導監督について不十分なもの(1件)
- ・公社のあり方について検討を要するもの(1件)
- ・財団助成事業の実施検査後の対応について問題があるもの(1件)
- ・理事長の住所変更登記事務で団体に指導を要するもの(1件)
- ・監査のあり方で改善を要するもの(1件)

(2) 補助金等交付団体関係 (8 5 件)

補助金等交付団体に対するもの (4 4 件)

- ・長期借入に係る知事への届出がなされていないもの (1 件)
- ・会員の増加及び事業の利用増加について検討を要するもの (1 件)
- ・業務運営細則で改正の検討を要するもの (1 件)
- ・負担金交付申請の提出日で適正でないもの (1 件)
- ・負担金交付事業の変更事務処理で適正でないもの (1 件)
- ・負担金の交付決定の時期で適正でないもの (1 件)
- ・工事契約事務において不適切なもの (1 件)
- ・実績報告が遅れているもの (1 件)
- ・財団の交付要綱の規定で検討を要するもの (1 件)
- ・用途の表示がない領収書があったもの (1 件)
- ・補助金の返還を要するもの (1 件)
- ・委託契約書の内容で不備なもの (1 件)
- ・対象収入認定のあり方について改善を要するもの (1 件)
- ・諸手当の支給で適正でないもの (1 件)
- ・支出事務において適正でないもの (2 件)
- ・住宅手当の支給について規定の整備が必要なもの (1 件)
- ・補助対象経費の取扱で適正でないもの (2 件)
- ・会計規程の見直しを要するもの (1 件)
- ・補助対象事業の委託契約事務で適正でないもの (1 件)
- ・業務契約をする際の団体としての基準について検討を要するもの (1 件)
- ・実績報告書の内容に誤りがあるもの (2 件)
- ・事務取扱手数料の取扱に不適切なもの (1 件)
- ・契約事務で適正でないもの (1 件)
- ・実施結果の報告がなされていないもの (1 件)
- ・委託契約書に押印がないもの (1 件)
- ・備品等の管理で適正でないもの (2 件)
- ・予算の執行で適正でないもの (1 件)
- ・会則の運用で適正でないもの (1 件)
- ・協議会の支出として馴染まないもの (1 件)
- ・規程類の整備で不十分なもの (1 件)
- ・契約の履行確認で適正でないもの (2 件)
- ・協議会予算及び事業計画の承認が遅延しているもの (1 件)
- ・予算執行のチェック体制の強化を図るべきもの (1 件)
- ・協議会の成果物としては不適切なもの (1 件)
- ・負担金の納入で根拠が不明確なもの、負担金納入が遅延しているもの (1 件)
- ・予算が成立する前に物品購入等がなされているもの (1 件)
- ・予算・決算等に関する規定がないもの (1 件)

- ・実績の確認で不十分なもの（1件）
- ・協会の助成金交付要綱で不備なもの（1件）

所管課に対するもの（41件）

- ・貸付金及び補助金のあり方で検討を要するもの（1件）
- ・交付決定の通知が遅延しているもの（1件）
- ・交付決定の時期で適正でないもの（2件）
- ・精算に伴う補助金の返還事務で適正でないもの（1件）
- ・実績報告書の提出時期で適正でないもの（1件）
- ・要綱に定める単価と相違する支払いがあったもの（1件）
- ・補助金の額の確定が遅れていたもの（2件）
- ・報告書類で期限を過ぎて提出されていたもの（1件）
- ・負担金の支払いで遅延しているもの（1件）
- ・負担金のあり方について検討を要するもの（1件）
- ・補助金の審査事務で適正でないもの（1件）
- ・対象収入認定のあり方について指導を要するもの（1件）
- ・交付要綱に改善を要するもの（2件）
- ・補助対象経費の取扱で適正でないもの（1件）
- ・支出事務において指導を要するもの（1件）
- ・交付条件で補助事業者に提示されていないもの（1件）
- ・監査の指摘に対して不誠実な対応があるもの（1件）
- ・県と協議会の予算の執行に関し整理すべきもの（1件）
- ・補助金対象経費の該当の有無について明確にすべきもの（1件）
- ・補助金交付要綱の内容で適正でないもの（2件）
- ・補助金交付要綱の規定で整備を要するもの（1件）
- ・実績報告書の記載内容で不十分なもの（1件）
- ・補助金交付要綱の見直しを検討するもの（1件）
- ・実績報告書の審査で不十分なもの（3件）
- ・補助金交付事務で検討を要するもの（1件）
- ・事務取扱手数料の取扱いに不適切なもの（1件）
- ・計画策定後の取り組みで団体に指導を要するもの（1件）
- ・契約事務で団体への指導を要するもの（1件）
- ・実施結果の報告で適切でないもの（1件）
- ・実績報告書の額と団体の決算額とが合致しないもの（1件）
- ・事業内容が不明瞭なもの（1件）
- ・負担金交付申請の提出日で適正でないもの（1件）
- ・負担金交付事業の変更事務処理で適正でないもの（1件）
- ・多額の繰越金が生じているので負担金のあり方を検討するもの（1件）
- ・補助金交付請求書の収受で適正でないもの（1件）

(3) 公の施設の指定管理団体関係(36件)

指定管理団体に対するもの(18件)

- ・協定書等に基づく県との協議がなされていないもの(1件)
- ・事業計画・事業報告の内容で適正でないもの(1件)
- ・管理運営業務で実績があがっていないもの(1件)
- ・管理運営業務の再委託で県の承認を得ていないもの(2件)
- ・収入及び支出の事務で不適切なもの(2件)
- ・指定管理業務の実施で適正でないもの(1件)
- ・備品の管理で適正でないもの(1件)
- ・財産の管理で適正でないもの(1件)
- ・事業報告書の内容で不十分なもの(1件)
- ・計画書で計画していた自主事業で実施されていないもの(1件)
- ・予算・事業計画の決定手続で適正でないもの(1件)
- ・指定管理に係る決裁がなされていないもの(1件)
- ・事業報告で不十分なもの(1件)
- ・予算の編成・執行について適正でないもの(1件)
- ・会計処理で不適切なもの(1件)
- ・預貯金残高の確認で適正でないもの(1件)

所管課に対するもの(18件)

- ・事業計画・事業報告の受理に関し適正でないもの(1件)
- ・指定管理業務の管理物件でないものを仕様書で位置づけているもの(1件)
- ・利用料金改定で知事の承認がなされていないもの(1件)
- ・備品の管理で適正でないもの(3件)
- ・事業報告書の内容確認で不十分なもの(4件)
- ・事業計画書の提出について協定書と仕様書とで規定の整合性がないもの(1件)
- ・事業計画に記載されているもので実施が不十分なもの(2件)
- ・財産の管理で適正でないもの(1件)
- ・指定管理対象物件で整理を要するもの(1件)
- ・財産台帳、備品台帳について適正でないもの(1件)
- ・使用料徴収事務に係る契約書が締結されていないもの(1件)
- ・協定書と仕様書の内容で整理すべきもの(1件)

3 監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課ごとの監査結果については、15ページから80ページまでに記載している。

第 3 意見事項

この意見は、平成21年8月から平成22年2月までの間に執行した監査の途上において気づいたことを述べたものであり、今後の業務運営及び行政運営に当たり留意され、改善措置について検討されたい。

1 出資団体に関するもの

県は、県行政を補完するため、公益上必要がある場合は、出資をし、団体を設立して、事業を行わせることができるが、その前提として、事業を行わせる団体の運営が適正かつ健全に行われることが不可欠である。

しかしながら、今回の監査では、次のような問題点や改善すべき課題がみられた。

【団体の問題点・課題】

① 理事会が形骸化している。

団体では、運営に係る重要事項を機関決定するために理事会が開かれているが、形式的に終わっているものが多かった。特に県職員出身の役員がいる団体や県職員が事務局員を兼ねる団体では、所管課の意向のままに運営がなされているという印象であり、理事会が適正に機能しているとは言い難い状況であった。

- ・ 全体的に委任状が多く、しかも議案は理事会当日、席上で配布されているにもかかわらず前もって委任状が提出されており、事実上、白紙委任の状態のまま機関決定がなされている団体があった。さらに、出席者が少なく、定款規定の議事録署名人僅か2名さえ満たしていない団体もあった。
- ・ 開催時間が短く、議事録にどんな議論がなされたのか記載のない団体もあった。
- ・ 重要である役員人事が書面議決でなされていた。

② 経営（危機）意識が欠落している。

県からの財政援助が減り、運営が厳しくなる中、経営面での自立を図っていかなければ存続が難しくなっているが、県に依存してきた経緯から、経営（危機）意識が欠落している団体が多くみられた。

- ・ 議事録をみても、経営面での議論がなされた形跡のない団体がほとんどであり、経営者不在と思える団体が多々あった。
- ・ 県の委託料や補助金に依存する団体が多く、財政援助が減る中で収入増に向けての取組みの弱さが目立った。自主事業等による新たな収入源の確保など、自らが抜本的に見直す努力をすべきである。
- ・ 普通預金に高額の資金が滞留しているなど、資産の有効活用等が十分でない団体があった。所管課でもその実態を把握し、運用について適正な指導をされたい。
- ・ 経営改善計画期間中であるにもかかわらず、専務理事がそのことを理解していない団体もあった。
- ・ 自動販売機を設置している団体で、設立当初から契約が自動更新となっているところが見受けられた。複数の事業者から見積りを取るなど競争原理を働かせ、収入増を図るべきである。
- ・ 監事が書面決議で選任されたり、あて職であったり、その役割が軽んじられて

いる傾向が見て取れた。監事は、団体の経営の状況について、チェックや評価を適切に行うことが責務であるが、その職責を正しく果たさせているか疑問を感じる団体があった。監事にはその職責を再認識させる必要がある。

③ 事務局体制が弱い。

県出資の団体の場合は、県への依存傾向などから、団体の円滑な運営のための事務局の在り方に問題があるものが多かった。

- ・ 事業費を優先するあまり、財源があるにもかかわらず少ない人員で不安定な雇用形態による運営がなされていた団体があった。適切な管理費の確保を図り、必要な職員体制を整えるべきである。
- ・ 団体職員がいるにもかかわらず、県職員が事務局員を兼務し、県職員が実質的に取り仕切っている団体があった。中には事務局員のほとんどが県職員というところもあった。
- ・ 事務局が県庁舎内にある団体ほど県の意向が強く働き、県への依存傾向が強く感じられる。県出資の団体といえども、独立した団体であることから、原則として県庁舎外に事務局を移転させるべきである。
- ・ 県職員の関わり方について、職務専念義務、兼業禁止の観点からも、このままでよいのか検討すべきである。また、職員課は監視・監督を徹底し、県の組織の有り様を再度チェックすべきである。

以上のように県の関与が強すぎることで、何かあれば最終的には県が責任を取ってくれるだろうとの依存体質が団体に生じており、平成25年末に期限が迫っている公益法人改革に団体が対応できるか疑問である。

【県の問題点・課題】

このような団体の現状は、一方で、出資者である県のこれまでの姿勢などに責任の一端があり、県として一歩踏み込んだ取り組みが必要であると考える。

① 出資した県も責任を持って団体の将来のあり方を示すべきである。

県と出資団体との関係が変化してきている中で、団体創設時の背景を知らない職員が増えており、安易に「あとは団体でやるように」ということで済まされようとしているが、自立できない団体の責任は誰が取るのか危惧される場所である。県が主導して創った団体の存続が必要か、そもそも団体をどういう目的で県が創ったかなどを現段階で整理し、社会情勢や行政ニーズの変化の中で、今後団体をどうするのかを根本的に検討すべきである。

また、公益法人改革については、収益事業の比率が高い団体が公益法人化を目指しても、その見通しは厳しいといわざるを得ない。収益事業の比率が低い団体でも、公益法人として進むのか一般財団・社団法人として団体を存続させるのかの判断やそのための具体的な準備手順をどうするかなど、団体自身で判断ができずに苦慮されている。

公益法人改革に団体が対応するための準備期間は限られており、平成20年度の決算審査意見の提出の折にも意見を申し述べているが、県のしかるべき部署が佐賀県に合ったマニュアルを作るなどして、県出資の団体が円滑に公益法人改革に対応できるよう指導すべきである。

② 団体の実情等を見極めた予算措置を図るべきである。

県の補助金・委託料の減額に伴い、基本財産を取り崩したり、事業費に対して委託料が大幅に不足するなど、財政的しわ寄せが団体に向いており、団体の実情等を見極めた予算措置を図るべきである。

以上、県が行うべき取組みについて意見を述べたが、平成18年3月に県が公表し取り組まれている「外郭団体の見直し」は、平成21年度に終了することとなっている。今後、その状況を検証するとともに、今回の監査結果意見を踏まえて、再度見直しの方向性について検討し指し示すことが喫緊の課題であると言える。

2 補助金等交付団体に関するもの

県は、特定の施策を推進するため、特定の団体に対し補助金や負担金を交付して事業を実施している。補助事業については、補助金の不正使用の防止や適正な執行を図るために、関係する法令、規則に基づき、補助事業ごとに要綱等が定められ、それによって会計処理、事務処理を行うこととされている。

一方、負担金については、その性格上、佐賀県補助金等交付規則に基づき知事が特に定めるもの以外は、法令や要綱に細かな規定はなされていないが、県が負担することとした目的に沿うとともに、団体の意思決定の決議や諸規程を踏まえるなど適正な手続きに則って事業は遂行されるべきである。

今回の監査では、

① 県が負担金を交付している協議会等において

- ・ 機関決定がないままに事業が執行されていたもの
- ・ 予算執行のチェック体制が不備なもの（協議会職員を県職員が兼務し、課長権限で全てが処理できる体制となっており、チェック機能が働いていなかった。）
- ・ 多額の繰越金が生じており、負担金の在り方について検討を要するものなどの適正でない事例があった。

県においては、協議会等を検証・指導する専門部署等を設置するなど、協議会等の適正な事業の執行、透明性のある予算執行が図られるよう検討されたい。

さらに、県と協議会等との関係については、

- ・ 協議会の負担金及び役割の大半を県が担っているもの
- ・ 事務局を県職員が担っていることで、県と団体の立場が曖昧なまま、なし崩し的に不適正な事務処理がなされていたもの
- ・ 協議会と言いながら県以外の構成メンバーと情報を十分に共有していないものなど、県に都合の良いように業務が執行されている実態があった。

県においては、協議会の意義を再認識し、構成メンバーと相応の役割分担を明確にして取り組まれない。

② 補助金については、これまで幾度となく指摘してきたところであるが、依然として実績報告書の確認が甘く、

- ・ 事業の変更に係る必要な審査が不十分なもの
- ・ 単純な計算誤りや記載誤りがあるもの
- ・ 補助事業の成果の記載が不明確なもの

などがあり、実績報告書により事業効果を真に見極められているか疑問である。所管課は、補助金が公金であることを十分に認識し、確認を確実に行うとともに、その成果の検証を徹底されたい。

特に、さがんアスリートジュニアサポート事業補助については、事業設計そのものに無理（設計に当たり検討された事業評価に掲げる成果目標値が達成されていない）があり、事業を創設する必要性についても一考を要する事業ではと思慮される。

- ・ 佐賀県の存在感を高めるとともに県民の盛り上がりを創出することを目的に、高校生スポーツ活動を支援することとし、マスコミへの露出度が高い駅伝やラグビー、バレーボールといった特定の競技のみについて強化を行われているが、事業目的・手法そのものが教育的見地や公平性という点で問題があり過ぎる。

(注) 例えば、駅伝については、いずれの高校においても、陸上部員は都大路を目指し、まず県予選を勝ち抜けることを目的に監督と一丸となって日々努力されている。その中で、特定の数校のみを取り上げ、県外合宿を含め年間1,300万円の助成を3年間も行うことは、著しく公平性を欠くものと言わざるを得ない。

- ・ 新規事業評価において、「平成22年度までに、高校スポーツの全国大会において表彰台に1回立つことを目指します。」との目標が設定され、予算化されているが、実績を見ても目標に無理があり、結果が達成できない場合、競技団体及び責任者に精神的な負担を負わせることになりはしないか。
- ・ 事業内容の設計に際し、現場の実態の調査・把握が不十分で、事業の実施主体の選定も適切に行われていない。
- ・ 多額の補助金であるにもかかわらず、その事務処理体制が不備で、経理処理もずさんである。

県においては、新規事業の立案に際して、県の意向だけで進めるのではなく、関係団体を含めて議論・検討を徹底されたい。

3 公の施設の指定管理団体に関するもの

公の施設の管理については、平成15年に地方自治法が改正され、多様化する行政ニーズに効率的に対応するため、民間事業者が有するノウハウの活用と経費の節減を目的とした指定管理者制度が設けられた。

本県でも平成16年度から平成21年度までに36の公の施設（うち4施設は民間に移譲され、平成21年度末は32施設）で指定管理者制度が導入されている。

この間、監査委員としては、平成19年度の行政監査で「指定管理者制度の在り方について」をテーマに様々な問題点を取り上げて、その結果を各本部・各課に対し詳しく伝えたところであり、さらに、平成20年度の財政的援助団体等監査でも、指定管理者への県の関わり方等について多くの不適切な事例を捉えて強く改善を求めたところである。

したがって、所管課の理解も進み、適切な対応がなされているものと思慮していたが、今回の監査でも、依然として団体に任せ放しの傾向が見られ、県の公の施設であるにも関わらず、県としての関わり方に疑問があるものがあつた。

- ・ 協定書・仕様書・事業計画書で指定管理業務の内容を決めながら、事業報告書

のチェックが形式的になされ、規定どおりに事業が実施されているかどうか、期待している利用がなされているかどうかなど、内容確認が不十分なものがあつた。

- ・ 指定管理者への応募の際に団体から提案された自主事業については、団体選定の際の評価に加味しているにもかかわらず、実施したかどうかを事業報告書に記載させるようにしておらず、チェックもなされていないものがあつた。
- ・ 県が主導して創った団体が指定を受けている施設では、利用者増対策が通り一遍など、指定管理者としての努力が足りず、最後は県がどうかしてくれるという甘さを感じさせる団体があつた。

県と民間との契約として指定管理業務を規定する協定書・仕様書・事業計画書を取り交わしているが、県の出資団体や設立に当たって県が深く関わった団体が多いことから、所管課が公と民の関係を確立できずに、民間との対等な契約という認識が欠けているといわざるを得ない状況である。

所管課は、指定管理施設に定期的に出向くなどして、協定書・仕様書・事業計画書どおり業務が行われているか厳正にチェックするとともに、事業報告については、仕様書等に照らしながら、その効果について確認すべきである。

県では、平成21年度から2巡目の指定管理業務を始められているが、その際に、真に指定管理すべき事業なのか、指定管理になじむ団体なのかの検討が十分になされたのか疑問を感じざるを得ない。また、県が行政目的もあつて設立した団体の業務の一部を指定管理の対象業務として同団体に指定しておりながら、「指定管理団体」だからとして、指定管理対象外の本来業務に携わっている県職員を引き上げるという本末転倒した措置も見受けられる。

県においては、今回の監査を含め、これまで監査で意見を申し述べた内容について速やかに対応・改善を図られるとともに、指定管理者制度が導入された趣旨を再度十分に認識され、県民にとってよりよい施設運営が実現されるよう努められたい。

なお、以上のほか、前回の委員監査で議論したことや指摘事項で、対応・改善されていないものもあり、所管課の中で監査結果をどれだけ真摯に受け止められているか疑問に思えるものがあつた。

今後は、監査で指摘されたことは誠実に改善されることを切に望むものである。

※ 用語等の説明

用 語 等	説 明
<p>地方自治法第199条 第7項 (財政的援助団体等の 監査に関する規定)</p>	<p>条文(抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。</p>
<p>公の施設の指定管理者 制度</p>	<p>指定管理者制度とは？ 平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するそれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。 それまでの「管理委託制度」のもとでは、県が公の施設の管理を直接行わない場合、委託できるのは、改正前の地方自治法により、公共団体(市町村や土地改良区など)、公共的団体(農協や自治会など)及び自治体が出資する出資法人に限定されていました。 「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業やNPO法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。 指定管理者制度の目的 指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。(佐賀県ホームページ引用)</p>
<p>NPO法人</p>	<p>「NPO(Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。 このうち、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格(個人以外で権利や義務の主体となり得るもの)を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。(内閣府ホームページ引用)</p>
<p>公益法人制度改革関連 3法</p>	<p>① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 ③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p>

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団			
所 在 地	佐賀市天神三丁目2-11			
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月29日			
監 査 執 行 者	監査委員 富 崎 昭 宏			
財 政 的 援 助 内 容	出資金	基 本 財 産	20,000,000円	
		出 資 額	20,000,000円	
		出 資 率	100.0%	
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター	
		委 託 額	279,428,000円	
所 管 課	男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協定書等に基づく県との協議がなされていないものがあった。 指定管理業務に係る協定書・仕様書において、県と指定管理者との間で協議が必要な事項が定められているが、協議がなされていないものがあった。 (事例) ・再委託で実施されている警備、清掃、幼児室の一時保育 ・食育教室に対するNPO法人からの協賛金92,413円の活用</p> <p>(2) 事業計画・事業報告の内容で適正でないものがあった。 指定管理業務に係る事業計画、事業報告に指定管理業務以外の財団運営に係る業務内容が含まれていた。指定管理業務と他の業務は明確に区分されたい。 (事例) ・新会計ソフト保守サービス ・新公益法人会計諸指導料</p>			

団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団			
所 在 地	唐津市鎮西町菖蒲3700番地20			
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月29日			
監 査 執 行 者	監査委員 田 中 俊 雄			
財 政 的 援 助 内 容	出資金	基 本 財 産	100,000,000円	
		出 資 額	30,000,000円	
		出 資 率	30.0%	
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助	
		補 助 事 業 費	61,843,238円	
		補 助 金 交 付 額	61,843,238円	
		補 助 事 業 名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助	
補 助 事 業 費	703,299,025円			
補 助 金 交 付 額	296,165,000円			

		補助事業名	佐賀県産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助
		補助事業費	563,600,090円
		補助金交付額	56,994,000円
		補助事業名	佐賀県廃棄物高度処理施設整備事業補助
		補助事業費	671,928,900円
		補助金交付額	435,700,000円
		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助(運営費)
		補助事業費	224,151,546円
		補助金交付額	216,177,628円
	貸付金	貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付
		貸付額	5,191,000円
		貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団建設資金貸付
貸付額		1,000,000,000円	
貸付事業名		佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付	
貸付額	553,826,000円		
所管課	循環型社会推進課		
監査の結果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 資金運用で検討を要するものがあった。</p> <p>固定資産として計上されている環境保全基金預金で約1.7億円、環境整備基金預金で約1,800万円、維持管理基金積立預金で3,000万円もの資金が、普通預金で管理されていた。</p> <p>資産をもっと有効に活用するよう検討されたい。</p> <p>(2) 理事会のあり方で改善を要するものがあった。</p> <p>議案が事前に理事に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。さらに、委任先及び委任の日付が空欄のまま提出されていたものがあった。</p> <p>また、財団の寄附行為では、理事会の議長は理事長があたり、副理事長は理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行し、専務理事は理事長及び副理事長を補佐し理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を代行すると規定されているが、理事会に理事長が不在の際に、副理事長が出席しているにもかかわらず、専務理事が議長を務めていた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付金の会計処理で適正でないものがあった。</p>		

	<p>平成20年4月1日に貸付決定を受け、同月23日に受け入れた長期貸付金については全額平成20年度に計上すべきところ、施設整備特別会計の平成19年度決算に収支不足が生じることを回避するため、貸し付けられた資金の一部を、同会計の平成19年度の長期借入金収入として計上し、未収金として処理していた。</p> <p>平成19年度決算の資金不足を解消する必要があるのであれば、当該年度内での資金調達等により解消を図るべきであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請日 平成20年4月1日 ・貸付決定日 平成20年4月1日 ・請求書提出日 平成20年4月9日 ・貸付金受入日 平成20年4月23日 ・借入額 553,826,000円 <ul style="list-style-type: none"> うち平成19年度分として計上 349,017,876円 うち平成20年度分として計上 204,808,124円 <p>(2) 長期借入に係る知事への届出をしていないものがあった。</p> <p>寄付行為第13条に「この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在の数の3分の2以上の議決を経、借入後、佐賀県知事へ届け出なければならない。」とあるが、規定に定める届出を行っていなかった。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県総合保健協会		
所 在 地	佐賀市天神一丁目4番15号		
監 査 執 行 年 月 日	平成21年10月6日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財 政 的 援 助 内 容	出資金	基 本 財 産	10,000,000円
		出 資 額	4,000,000円
		出 資 率	40.0%
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会のあり方で改善を要するものがあった。 議案が事前に役員に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。理事会のあり方について検討されたい。</p> <p>(2) 契約事務で適正でないものがあった。 協会が随意契約を締結したもので、会計規程第48条に基づく随意契約の事由を明らかにした調書が作成されていないものがあった。 例：警備業務委託契約 143,640円</p>		

団 体 名	財団法人佐賀県アイバンク協会		
所 在 地	佐賀市鍋島五丁目1番1号		
監査執行年月日	平成21年 8月 4日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円
		出資額	5,000,000円
		出資率	25.0%
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	財団法人佐賀県地域産業支援センター			
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸溝114			
監査執行年月日	平成21年8月25日、10月20日			
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄			
財政的援助内容	出資金	基本財産	8,000,000円	
		出資額	8,000,000円	
		出資率	100.0%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助	
		補助事業費	127,773,170円	
		補助金交付額	127,773,170円	
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助	
		補助事業費	28,179,393円	
		補助金交付額	26,571,393円	
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助	
		補助事業費	13,016,069円	
		補助金交付額	13,016,069円	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付	
		貸付事業費	228,680,000円	
		貸付金交付額	114,340,000円	
		貸付事業名	さが中小企業応援基金事業貸付	
		貸付事業費	1,300,000,000円	
		貸付金交付額	1,050,000,000円	
	負担金	負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金	
		負担事業費	35,229,855円	
負担金交付額		4,000,000円		
公の施設の 管 理	施設名	佐賀県地域産業支援センター		
	委託額	6,816,000円		
	施設名	佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター		
	委託額	374,216,338円		
所 管 課	新産業課、商工課、雇用労働課			
監 査 の 結 果	1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は			

改善を要するものが見受けられた。

(1) 個人情報の取扱について一部改善すべきものがあった。

財団の個人情報保護方針では、個人情報を預かる際にはその目的を知らせることとされているが、賛助会員の「入会申込書」には、個人情報の取扱についての記述が記載されていなかった。個人情報を預かる際の取扱については、昨年度も他の様式に関して財団に同様の指摘をしているところであり、他の事例も確認のうえ個人情報保護方針に沿って是正されたい。

(2) 資金運用で改善を要するものがあった。

一般会計では、年間のほとんどの期間で4,000万円以上もの資金が普通預金で管理されていた。

また、シンクロトン特別会計では、年間を通してほぼ5,000万円以上もの資金が普通預金で管理され、1億円を超える期間もあった。

資産が有効に活用されているとは言い難い状況なので、資産の有効活用について検討されたい。

2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い執行されていた。

3 損失補償事業は計画どおり完了し、補償金は目的に沿い執行されていた。

4 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は貸付目的に沿い執行されていた。

5 負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。

(1) 中小企業勤労者福祉サービス事業において会員の増加及び事業の利用増加について検討を要するものがあった。

中小企業勤労者福祉サービス事業については、事業開始後10年を経過しているが、当初の目標に対して事業所数については25%、会員数にいたっては13%程度しか達成されていない状況である。

また別途特別会計で管理されているが、事業の繰越金が毎年度増加している。これは、福祉事業支出（会員の利用）の伸び悩み等が原因と思われる。会員への事業の周知をはかり利用者の増及び会員の目標達成に向けて検討をすること。

(当初目標)

事業所数 1,000事業所 会員数 20,000人

(平成20年度末)

事業所数 248事業所 会員数 2,605人

(事業繰越金額)

平成18年度末 24,966,875円

平成19年度末 28,305,613円

平成20年度末 30,606,243円

	<p>6 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 管理運営業務で実績があがっていないものがあった。</p> <p>仕様書には研修室及び研究開発室の貸出について「利用者の利便性の向上と施設の有効活用を通じて、企業の技術の高度化、経営の効率化等企業の事業活動に対する支援を行う」と記載されているが、</p> <p>① 第1研修室は年間148回、第2研修室は12回しか使用されていなかった。</p> <p>② 貸研究開発室は6部屋のうち2部屋が平成20年10月21日以降空室となっていた。</p> <p>仕様書に基づく業務を十分に履行しているとは認めがたいので、施設の有効利用に向けてさらに努力されたい。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会			
所 在 地	佐賀市駅南本町5-1			
監査執行年月日	平成21年 8月 7日			
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏			
財政的援助内容	出資金	基本財産	1,700,000円	
		出資額	500,000円	
		出資率	29.4%	
	補助金	補助事業名	佐賀県高齢・障害者雇用支援協会補助	
		補助事業費	1,151,000円	
		補助金交付額	320,000円	
所 管 課	雇用労働課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	社団法人佐賀県畜産協会			
所 在 地	佐賀市栄町2番1号			
監査執行年月日	平成21年 9月 3日			
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏			
財政的援助内容	出資金	基本財産	160,763,000円	
		出資額	77,500,000円	
		出資率	48.2%	
	補助金	補助事業名	佐賀県肉用牛肥育経営安定対策事業費補助	
		補助事業費	203,670,400円	
		補助金交付額	40,290,950円	
		補助事業名	佐賀県肉豚価格安定対策事業費補助	

		補助事業費	72,491,480円															
		補助金交付額	13,474,200円															
所 管 課	畜産課																	
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 文書の保存で適正でないものがあった。</p> <p>文書規程第13条で「規程類」は永久保存文書に分類されているが、平成13年度から平成16年度までに改正された規程が保存されていなかった。</p> <p>(2) 手当の認定事務で適正でないものがあった。</p> <p>給与規程第12条では、扶養手当支給申請書に、扶養手当対象者の所得の合計が所得税法で定める額を超えていないことを証明する書類（所得証明書）を添付すると定められているが、添付がなされていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 業務運営細則で改正の検討を要するものがあった。</p> <p>肉豚価格安定対策事業において、生産者積立金の納付期限が肉豚価格安定対策事業業務運営細則と相違していた。</p> <p>実態を踏まえて当業務運営細則の改正を検討されたい。</p> <table border="1" data-bbox="673 1173 1272 1397"> <thead> <tr> <th></th> <th>細則上の期限</th> <th>実際の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1四半期</td> <td>4月末日</td> <td>4月30日</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>6月15日</td> <td>11月21日</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>9月15日</td> <td>12月12日</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>12月15日</td> <td>1月16日</td> </tr> </tbody> </table>				細則上の期限	実際の期限	第1四半期	4月末日	4月30日	第2四半期	6月15日	11月21日	第3四半期	9月15日	12月12日	第4四半期	12月15日	1月16日
	細則上の期限	実際の期限																
第1四半期	4月末日	4月30日																
第2四半期	6月15日	11月21日																
第3四半期	9月15日	12月12日																
第4四半期	12月15日	1月16日																

団 体 名	社団法人佐賀県畜産公社		
所 在 地	多久市南多久町大字下多久4127番地		
監査執行年月日	平成21年10月 8日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	出資金	基本財産	320,000,000円
		出 資 額	96,000,000円
		出 資 率	30.0%
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 総会及び理事会の議事録署名について定款に即した取扱いが行われていないものがあった。</p> <p>総会及び理事会における議事録署名に当たっては、議長及び2人以上の</p>		

	署名が必要と定款に規定されているが、出席者が2名のため議長及び専務理事の署名となっていた。 定款に即した出席が得られるよう会議のあり方を改められたい。
--	--

団 体 名	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成21年10月 8日			
監 査 執 行 者	監査委員 富 崎 昭 宏			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	662,646,000円	
		出 資 額	662,646,000円	
		出 資 率	100.0%	
	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県森林・林業・木材産業づくり交付金	
		補 助 事 業 費	864,000円	
		補助金交付額	864,000円	
所 管 課	林業課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 組織のあり方で改善を要するものがあった。</p> <p>理事会開催に当たって、議案が事前に役員に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、さらに、委任状の委任先も空欄になっているものがあった。事実上の白紙委任状態で理事会が形骸化しており、経営者不在の財団法人と言える。</p> <p>また、事務局は県職員で担っており、組織のあり方について検討されたい。</p> <p>(2) 会計処理で適正でないものがあった。</p> <p>総勘定元帳の「普通預金」の残高と普通預金通帳の残高とが食い違っていた。</p> <p>4月以降に支払った3月分の給料、社会保険料等については、期末(平成21年3月末)時点で会計上「未払金」として処理すべきだったにもかかわらず、「未払金」処理を行わずに3月中に「普通預金」の勘定科目から差し引いており、誤った会計処理がなされていた。</p> <p>なお、決算書の「普通預金」については、総勘定元帳を基に確定すべきところを普通預金通帳の残高から記載されており、結果的に決算書の金額は通帳の残高と一致していた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	佐賀県土地開発公社		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成21年10月20日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	30,000,000円
		出 資 額	30,000,000円
		出 資 率	100.0%
所 管 課	土地対策課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	佐賀県住宅供給公社			
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号			
監査執行年月日	平成21年10月20日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	5,000,000円	
		出 資 額	5,000,000円	
		出 資 率	100.0%	
	貸付金	貸付事業名	佐賀県住宅供給公社支援貸付	
		貸付額	2,100,000,000円	
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県営住宅	
	委 託 額	333,019,000円		
所 管 課	建築住宅課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了し、貸付金は、貸付目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。</p>			

団 体 名	財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター		
所 在 地	佐賀市鍋島町大字蛸久字岸川1502番地の2先		
監査執行年月日	平成21年10月15日		
監 査 執 行 者	監査委員 富 崎 昭 宏 吉 田 欣 也		
財政的援助内容	出資金	基 本 財 産	10,000,000円
		出 資 額	5,000,000円
		出 資 率	50.0%
所 管 課	河川砂防課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 収入未済の解消に努められたい。</p> <p>食堂営業事業者に対する賃料の6ヶ月分が未収となっていた。回収に</p>		

	<p>努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過年度分 平成19年2月～7月分の賃料（食堂） ・金額 630,000円 <p>(2) 契約事務で適正でないものがあつた。 清掃業務委託の契約行為において見積合せによる随意契約が行われず、単一業者との随意契約となつていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額 655,200円 ・委託先 ○○商事
--	--

団 体 名	財団法人嘉瀬川ダム対策基金			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成21年 8月20日			
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏			
財政的援助内容	出資金	基本財産	19,000,000円	
		出 資 額	9,500,000円	
		出 資 率	50.0%	
	負担金	負担事業名	佐賀県嘉瀬川ダム関連富士町振興計画特別助成事業負担金	
		負担事業費	2,188,642,000円	
		負担金交付額	282,584,000円	
所 管 課	水資源対策課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 事務局運営費（管理費）の支出で適正でないものがあつた。 管理費支出の財源は、基本財産の運用益で充当することとなっているが、事務局が水資源対策課内にあり、事務局職員も県職員が兼務していることから、管理経費（旅費、消耗品等）の支出がほとんどなされていない。 基金事業に係る管理経費の執行については、適正な支出に努められたい。</p> <p>2 負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 負担金交付申請の提出日が適正でなかった。 負担金交付要綱に定められた提出期限を過ぎて、県へ交付申請書が提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書提出日 平成20年6月27日 <p>※負担金交付要綱第3条第3項 負担金の交付申請書の提出期限は、毎年度5月31日とし、その提出部数は1部とする。</p>			

	<p>(2) 負担金交付事業において対象事業の変更事務処理で適正でないものがあった。</p> <p>負担金交付対象事業において当初申請時から事業主体の変更及び対象経費の額（負担金総額の変更はなし）の変更があっているにも関わらず、財団から県へ変更承認申請が提出されず、知事の承認も受けていなかった。（財団と県の事務担当者は同一）</p> <p>(3) 負担金の交付決定の時期で適正でないものがあった。</p> <p>財団から佐賀市へ交付する負担金交付事務において、県からの負担金交付決定通知を待たずに佐賀市への負担金交付決定通知がなされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団から佐賀市への交付決定通知日 平成20年6月27日 ・ 県から財団への交付決定通知日 平成20年7月16日
--	--

団 体 名	財団法人さが緑の基金		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月 8日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 吉田欣也		
財政的援助内容	出資金	基本財産	542,753,940円
		出 資 額	250,000,000円
		出 資 率	46.1%
所 管 課	森林整備課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 役員及び運営協議会委員の選任に当たって改善を要するものがあった。</p> <p>団体にとって重要な役割を担う役員及び運営協議会委員の選任行為を寄附行為第29条第3項の「軽微なもの」と解釈し書面決議で選任されていた。</p> <p>役員と運営協議会委員の職務を再認識され、今後の選任のあり方を改善されたい。</p> <p>(2) 理事会及び運営協議会のあり方で改善を要するものがあった。</p> <p>議案が事前に役員、運営協議会委員に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態となっているものがあった。さらに、理事会の委任状の日付を空欄にして提出するよう依頼したり、理事会の委任状に押印を求めながら押印が無く、鉛筆で署名されているものもあった。</p> <p>理事会及び運営協議会のあり方について改善されたい。</p> <p>(3) 財団が行っている助成事業の実施検査後の対応について問題があるものがあった。</p> <p>財団で緑の募金による助成事業の検査を実施し、適正でない指摘</p>		

を行いながら、

- ・認められていない使途に支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。
- ・助成基準額を超えて支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。
- ・助成額よりも支出額が少ないにもかかわらず返納させていなかった。
- ・その他、会計処理の不備を指摘しながら、是正されたかどうかを確認されていないものがあった。

(4) 財団が行っている助成事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるものがあった。

- ・提案公募型緑づくり活動支援事業の助成金額欄に総事業費が記載されているものがあった。
- ・緑の少年団への活動交付金の総事業費に計算を誤って記載されているものがあった。

(5) 財団が行っている助成事業の実績報告書で対象経費であるかどうか確認がなされていないものがあった。

財団が行っている緑の募金特別会計助成事業に係る実績報告で、さが緑の基金助成事業実施規程に定める対象経費の執行だったかどうか不明なものがあったが、財団では確認しないまま受理していた。

(6) 財団が行っている助成事業の交付条件について整理が必要なものがあった。

基金助成事業実施規程第6条第2項で「理事長は、助成金の交付の決定には、助成の目的を達成するために必要な条件を付することができる。」と規定されている。この規定に基づき、一般会計と緑の募金特別会計の各々で実施されている助成事業において条件が付されていたが、その条件が会計間で異なっているものがあった。交付決定の際に付す交付条件について整理されたい。

例：緑の募金特別会計の助成事業では「目的外使用の禁止」の条件が付されていないものがあった。

(7) さが緑の基金助成事業実施規程で改正が必要なものがあった。

緑の募金特別会計の助成事業において、事業費等の変更があった場合に変更承認申請を提出させているが、助成事業実施規程には提出させる根拠規定がないことから、規程を改正されたい。

団 体 名	佐賀ターミナルビル株式会社			
所 在 地	佐賀市川副町大字犬井道9476番地187			
監査執行年月日	平成21年10月23日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財政的援助内容	出資金	基本財産	1,267,000,000円	
		出 資 額	547,000,000円	
		出 資 率	43.2%	
	貸付金	貸付事業名	佐賀空港ターミナルビル設備整備資金貸付	
		貸付事業費	7,140,000円	
		貸付金交付額	7,140,000円	
所 管 課	空港・交通課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 経理規程で検討すべきものがあった。</p> <p>経理規程第51条以降で内部監査の規定を設けてあるが、実際にはこの規定に基づく監査は行われていなかった。</p> <p>この規定は、標準的な株式会社の規定をそのまま盛り込んでいるとのことであったので、監査役の業務との関係など会社の実態を踏まえ、この規定の取扱いについて検討されたい。</p> <p>2 貸付事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 設備整備資金貸付事業における工事契約事務において不適切なものがあった。</p> <p>上記契約に際し、三業者による見積り合わせが行われていたが、見積り依頼をした業者から提出された見積書に日付が記入されていないものがあったため見積書の提出期限までに提出されているか確認できなかった。</p> <p>また、見積り決定について社内稟議がなされていなかった。</p> <p>工事名 貨物エリア場周柵設置事業 契約額 7,140,000円</p> <p>(2) 設備整備資金貸付事務において実績報告が遅れているものがあった。</p> <p>設備整備資金貸付要綱に基づく実績報告書の提出が遅れていた。</p> <p>報告書提出日 平成21年6月10日 ※要綱第9条第1項 事業年度終了後に提出すること</p>			

団 体 名	佐賀県道路公社		
所 在 地	佐賀市城内一丁目6番5号		
監査執行年月日	平成21年10月13日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄 吉田欣也		
財政的援助内容	出資金	基本財産	9,890,000,000円
		出 資 額	7,490,000,000円
		出 資 率	75.7%
所 管 課	道路課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事長の住所変更登記が遅延していた。 理事長の住所変更にあたって、異動日（平成19年6月14日以前）から2週間以内に登記すべきところを平成21年4月13日に住所変更の登記がなされていた。</p> <p>(2) 専務理事の位置づけが明確でなかった。 定款には、理事長、副理事長及び理事の規定しかないが、常勤の専務理事が配置されていた。 専務理事の位置づけを定款に定められたい。</p> <p>(3) 監事へ報酬を支払う規定の整備が必要なものがあつた。 監事に対し報酬（年間一人あたり5万円）が支払われているが、「佐賀県道路公社の役員の給与、旅費、費用弁償に関する規程」には常勤の役員に関する規定しかないので、必要な規定の整備を検討されたい。</p> <p>(4) 資金運用で改善を要するものがあつた。 平成20年5月8日から6月23日まで、ほぼ5,000万円を超える資金が普通預金で管理されていた。 平成21年2月27日から5月7日まで、常に5,000万円を超える資金が普通預金で管理されていた。 資産が有効に活用されているとは言い難い状況なので、資産の有効活用について検討されたい。</p> <p>(5) 契約事務において適正でないものがあつた。 50万円を超える契約で契約書が作成されていなかった。 業務名 三瀬トンネル管理事務所空調設備（エアコン）工事 契約金額 598,500円 見積年月日 平成20年8月9日 佐賀県道路公社会計規定 （契約書の作成） 第77条 理事長は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる</p>		

	書類をもって処理することができる。 (6) 道路賠償責任保険の加入が遅れているものがあった。 佐賀県道路公社が管理する道路については、道路賠償責任保険を掛けてあるが、三瀬トンネル延伸分については、開通後3月以上経過してから保険に加入していた。 三瀬トンネル延伸分開通年月日 平成20年8月12日 保険加入年月日 平成20年11月14日 保険料 8,340円
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県国際交流協会			
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号			
監査執行年月日	平成21年10月6日			
監 査 執 行 者	監査委員 中村 孝			
財政的援助内容	出資金	基本財産	391,728,365円	
		出 資 額	280,000,000円	
		出 資 率	71.5%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県国際交流協会事業推進費補助	
		補助事業費	7,611,819円	
		補助金交付額	7,611,819円	
所 管 課	国際課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務に関し適正でないものがあった。 業務委託の契約に際し、予定価格が作成されておらず、委託業者から見積書も徴されていないかった。 委託業務名 平成20年度日本語会話教室開催事業委託 委託金額 623,000円 委託先 ○○○○</p> <p>(2) 理事会の表決権の委任で、適正でないものがあった。 寄附行為第30条第1項で「やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。」と規定されているが、平成20年6月に開催された理事会の表決委任者15名のうち12名が、他の理事を特定せずに白紙の委任状を提出していた。</p> <p>(3) 財産の管理手続で適正でないものがあった。 寄附行為第7条の規定に基づき制定されている財団の資産管理規程では、第3条で現金預託処理伺(様式第1号)を、第4条で預託台帳(様式</p>			

	<p>第2号)を使用・作成することが規定されているが、これらの様式は作成されていなかった。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団			
所 在 地	佐賀市富士町関屋字六反田514番1			
監査執行年月日	平成21年10月22日			
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝			
財政的援助内容	出資金	基本財産	20,000,000円	
		出 資 額	20,000,000円	
		出 資 率	100.0%	
	公の施設の 管 理	施 設 名	北山少年自然の家	
		委 託 額	83,940,000円	
		施 設 名	黒髪少年自然の家	
		委 託 額	62,740,000円	
		施 設 名	波戸岬少年自然の家	
委 託 額	113,896,000円			
所 管 課	社会教育・文化財課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 理事会のあり方で検討を要するものがあった。</p> <p>理事会開催に当たって、議案が事前に役員に対し配布されていないにもかかわらず、委任状が提出されており、事実上の白紙委任状態であった。また、議事録を見る限り、重要課題である指定管理者に関する議論も確認できなかった。理事会が形骸化しており、経営者不在の財団法人と言える。理事会のあり方について検討されたい。</p> <p>(2) 役員へ報酬を支払う規定の整備が必要なものがあった。</p> <p>役員に対し理事会や監査の際に報酬(1回当たり4,300円)が支払われているが、寄附行為第21条に役員は無給と規定されているので、必要な規定の整備を検討されたい。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【北山少年自然の家関係】</p> <p>(1) 管理運営業務の再委託で県の承認を得ていないものがあった。</p> <p>協定書第9条では、「乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、この限りではない。」と規定されているが、財団から県への申請の手続がなされずに再委託されていたものがあった。</p>			

	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設等保守点検業務委託 ・委託額 107,100円 <p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1) 収入及び支出の事務で不適切なものがあった。 平成20年9月20日から21日にかけて開催された「子どもの心を育む、親子の集い」の収入額と支出額が当団体の収支に計上されていなかった。</p>
--	---

団 体 名	財団法人佐賀県体育協会			
所 在 地	佐賀市日の出二丁目1番11号			
監査執行年月日	平成21年10月28日			
監 査 執 行 者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也			
財政的援助内容	出資金	基本財産	370,323,000円	
		出 資 額	170,000,000円	
		出 資 率	45.9%	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助	
		補助事業費	125,399,553円	
		補助金交付額	84,627,201円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第28回九州ブロック大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	20,077,547円	
		補助金交付額	20,077,547円	
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(第63回国民体育大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	18,592,248円	
		補助金交付額	18,592,248円	
	公の施設の 管 理	補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助(国民体育大会第64回冬季大会派遣事業費補助)	
		補助事業費	3,734,700円	
補助金交付額		3,734,700円		
	施設の 管 理	施 設 名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館	
		委 託 額	283,431,000円	
所 管 課	体育保健課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 非常勤嘱託職員の勤務日数で適正でないものがあった。 非常勤嘱託職員の勤務日数は16日/月(128時間/月)であるが、出勤簿では16日以上勤務しているものがあった。(1名が16日以上出勤の月が10ヶ月ある)又、その分については非常勤嘱託職員取扱基準第11条第1項に規定する勤務時間の割り振りを行っていなかった。</p>			

	<p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 選手強化費補助金（以下「財団補助金」という。）交付要綱の規定で検討を要するものがあった。</p> <p>当財団補助金は、県の（財）佐賀県体育協会運営事業費補助金（県補助金）の一部を原資にしたものである。</p> <p>しかしながら、当財団が財団補助金交付要綱第6条に規定する補助事業者から実績報告書等を求める最終期限と県補助金交付要綱第5条第2項に規定する当財団が県に実績報告書等を提出する期限が同日（翌年度の4月10日）となっているため、補助事業者から提出された実績報告書等を十分に審査する時間が確保できない状況にあることから実績報告書の提出期限について検討されたい。</p> <p>3 公の施設の管理はおおむね適正に行われていた。</p>
--	---

2 補助金等交付団体

団 体 名	佐賀陸上競技協会		
所 在 地	佐賀市中折町10-18		
監査執行年月日	平成21年 8月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助
		補助事業費	13,466,912円
		補助金交付額	13,463,000円
所 管 課	政策監グループ		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 用途の表示がない領収書があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入物品が記載されていない領収書があった。 ・何の送料が記載されていない領収書があった。 ・「品代」と記載された領収書があった。 <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さがんアスリートサポート様 1,522円 但し(空欄) ○○○店 ・(空欄)様 1通 速達 350円 ○○株式会社 ・さがんアスリートサポート事業小学生殿 品代として(全国小学生クロカン時) 14,400円 ○○株式会社 <p>(2) 補助金対象経費に誤りがあり、補助金の返還を要するものがあった。</p> <p>地区別練習会に参加する指導者に支払う旅費と地区別練習会の会場使用料の支払いに誤りがあった。</p> <p>① 練習会参加者と旅費支給者とが一致しないもの及び旅費積算に使用した交通費相当額単価の誤り</p>		

	<p>過払い額 67,440円</p> <p>② 会場使用料の二重支払い</p> <p>過払い額 2,020円</p> <p>合計(①+②) 69,460円</p> <p>(3) 業務委託契約書の内容で不備なものがあった。 協会がスーパーアドバイザーと業務委託契約している「指導者育成業務委託契約書」において契約書に委託業務内容が明記されていなかった。</p>
--	--

団 体 名	佐賀県青少年育成県民会議		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県青少年健全育成非行防止推進事業費補助
		補助事業費	4,435,000円
		補助金交付額	4,365,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人高岸幼稚園(高岸幼稚園)		
所 在 地	佐賀市多布施三丁目14番19号		
監査執行年月日	平成21年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助
		補助事業費	25,818,003円
		補助金交付額	9,965,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人愛の泉福祉会(愛の泉幼稚園)		
所 在 地	佐賀市水ヶ江六丁目12番1号		
監査執行年月日	平成21年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助
		補助事業費	47,289,510円
		補助金交付額	17,604,000円
		補助事業名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助

		補助事業費	8,266,251円
		補助金交付額	3,136,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人慈恩学園（弥生が丘マイトリ幼稚園）		
所 在 地	久留米市本町8番地の4		
監査執行年月日	平成21年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助
		補助事業費	41,907,832円
		補助金交付額	12,988,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人佐賀清和学園（佐賀清和中学校・佐賀清和高等学校）		
所 在 地	佐賀市与賀町78		
監査執行年月日	平成21年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	697,672,000円
		補助金交付額	331,663,000円
		補助事業名	佐賀県私立高等学校授業料減免補助
		補助事業費	6,270,000円
		補助金交付額	3,135,000円
所 管 課	こども未来課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人東明館学園（東明館中学校・東明館高等学校）		
所 在 地	三養基郡基山町大字宮浦683番地		
監査執行年月日	平成21年11月16日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助
		補助事業費	689,188,000円
		補助金交付額	254,705,000円
所 管 課	こども未来課		

監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-----------	--

団 体 名	虹の松原保護対策協議会		
所 在 地	唐津市西城内1-1		
監査執行年月日	平成21年12月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県虹の松原再生・保全事業補助
		補助事業費	10,000,000円
		補助金交付額	5,000,000円
所 管 課	有明海再生・自然環境課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人正和福祉会(特別養護老人ホームそよかぜの杜)		
所 在 地	武雄市山内町大字大野7045		
監査執行年月日	平成21年10月9日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助事業費	196,035,000円
		補助金交付額	51,750,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人ナイスランド北方(特別養護老人ホーム杏花苑)		
所 在 地	武雄市北方町大字志久4528番地6		
監査執行年月日	平成21年10月8日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助
		補助事業費	131,678,232円
		補助金交付額	31,050,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人寿楽園（軽費老人ホーム（ケアハウス）あおぞら）		
所 在 地	三養基郡基山町大字園部2307		
監査執行年月日	平成21年10月 5日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	20,476,447円
		補助金交付額	7,874,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人清水福祉会（軽費老人ホーム（ケアハウス）アミジア）		
所 在 地	小城市小城町820		
監査執行年月日	平成21年10月 8日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助事業費	45,121,770円
		補助金交付額	28,618,000円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 軽費老人ホーム（ケアハウス）利用者の対象収入認定のあり方について改善を要するものがあった。</p> <p>この補助金の交付に当たっては、利用者からの事務費徴収額が本人の前年の対象収入によって規定されているが、当施設では市県民税所得課税証明書や通帳等、提出される書類によって収入認定額に差異があると言われた。利用者の提出書類によって差異がないよう改善されたい。</p>		

団 体 名	社団法人佐賀市医師会（佐賀市医師会立看護専門学校）		
所 在 地	佐賀市新中町2番11号		
監査執行年月日	平成21年10月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助事業費	194,026,170円
		補助金交付額	32,797,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 諸手当の支給で適正でないものがあった。</p>		

	<p>諸手当において規程に即した額が支給されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤手当（数人分） 例：規程上 19,200円 支給額 16,400円 ・待機料（1名分 3月支給分）※前回（平成15年）も同様の指摘あり 規程上 2,000円 支給額 3,000円 <p>(2) 支出事務において適正でないものがあつた。 機器を購入するにあたっては、経理規定で「会長の決裁を要する」とされているが、会長決裁がないものがあつた。</p>
--	--

団 体 名	社団法人鹿島藤津地区医師会（鹿島藤津地区医師会立看護高等専修学校）		
所 在 地	鹿島市大字高津原813番地		
監査執行年月日	平成21年10月27日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助事業費	31,565,822円
		補助金交付額	6,845,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会		
所 在 地	佐賀市神野東四丁目4番29号		
監査執行年月日	平成21年11月10日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県シルバー人材センター連合事業費補助
		補助事業費	10,786,118円
		補助金交付額	5,188,000円
所 管 課	雇用労働課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県労働者福祉協議会		
所 在 地	佐賀市神野東二丁目6番10号		
監査執行年月日	平成21年11月10日		

監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県勤労者福祉対策事業費補助
		補助事業費	10,000,000円
		補助金交付額	5,000,000円
所管課	雇用労働課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	職業訓練法人武雄職業訓練運営会		
所在地	武雄市朝日町大字中野6404		
監査執行年月日	平成21年12月14日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県認定職業訓練運営費補助
		補助事業費	6,874,028円
		補助金交付額	3,925,000円
所管課	雇用労働課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	唐津商工会議所		
所在地	唐津市大名小路1番54号		
監査執行年月日	平成21年10月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	55,514,501円
		補助金交付額	43,506,792円
所管課	商工課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 住宅手当の支給について規定の整備が必要なものがあつた。</p> <p>従前から勤務している補助金対象職員が月中途中で転居したことに伴い、日割り計算で住宅手当が支給されているが、当商工会議所の住宅手当支給規程には「途中に採用された役職員」の支給規定(第4条第1項)しかなかった。支給の根拠となる規定の整備を検討されたい。</p>		

団体名	伊万里商工会議所		
所在地	伊万里市新天町663		
監査執行年月日	平成21年10月15日		

監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	51,334,730円
		補助金交付額	33,563,311円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	川副町商工会		
所 在 地	佐賀市川副町大字鹿江628-1		
監査執行年月日	平成21年10月22日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	37,138,096円
		補助金交付額	24,868,699円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>下記の事業に係る旅費を指導事業費という位置づけで補助対象経費として計上されていたが、当商工会は川副町学校給食納入組合から事務局業務を受託しており、当該事業に係る旅費はその委託料の中から支出すべきであった。</p> <p>事業名 「平成20年度佐賀県学校給食納入組合連合会通常総会及び研修会」 旅費支給額 666円</p>		

団 体 名	江北町商工会		
所 在 地	杵島郡江北町大字山口3360番地2		
監査執行年月日	平成21年10月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	30,589,627円
		補助金交付額	20,607,384円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあった。</p>		

	<p>下記の事業に係る旅費を指導事業費という位置づけで補助対象経費として計上されていたが、当商工会は江北町学校給食納入組合から事務局業務を受託しており、下記の事業に係る旅費はその委託料の中から支出するべきであった。</p> <p>事業名 「平成20年度佐賀県学校給食納入組合連合会通常総会及び研修会」 旅費支給額 629円 「平成20年度佐賀県学校給食納入組合連合会地区別懇談会」 旅費支給額 2,146円</p>
--	---

団 体 名	嬉野市商工会		
所 在 地	嬉野市塩田町大字馬場下甲1777番地1		
監査執行年月日	平成21年10月16日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助事業費	81,585,773円
		補助金交付額	51,478,357円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県観光連盟		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月22日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	社団法人佐賀県観光連盟補助
		補助事業費	173,741,716円
		補助金交付額	146,977,000円
所 管 課	観光課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計規程の見直しを要するものがあつた。 第6条に廃止された「福岡事務所」の規定が残っていた。</p> <p>(2) 補助対象事業の委託契約事業事務において適正でないものがあつた。 委託業務の契約事務において見積り決定した業者の見積書の提出日が記載されていないため仕様書に明記されている見積書提出期限日までに提出されたのか確認できなかった。</p>		

	<p>委託事業名 「ファミリーツーリズム夏休み企画用エコバッグ」の作成業務</p> <p>委託金額 1,332,450円</p> <p>(3) 業務契約をする際の団体としての基準について検討されたい。 契約書の作成についての観光連盟の基準がないため、委託事務で契約書が作成されているものや作成されていないものなど混在していた。また請書も作成されていないものがあった。団体としての基準を作成されたい。</p>
--	--

団 体 名	岩尾磁器工業株式会社		
所 在 地	西松浦郡有田町外尾町丙1436番地2		
監査執行年月日	平成21年11月13日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県チャレンジ10中核企業重点支援事業補助
		補助事業費	7,068,611円
		補助金交付額	4,710,000円
所 管 課	新エネルギー産業振興課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	唐津市西城内1番1号		
監査執行年月日	平成21年10月23日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	有害鳥獣被害防止対策事業費補助
		補助事業費	18,913,400円
		補助金交付額	5,650,000円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 支出事務において適正でないものがあつた。 当協議会は唐津地域の猪駆除対策について唐津市猟友会代表者と委託契約書を締結しているが、委託料の支払いに当たって、委託先と委託料請求者の所在地及び名称が異なっていた。 また、委託先と委託料振込先口座名義人とが異なっているにもかかわらず、委任状の添付もないまま支払われていた。</p> <p>(内容)</p> <p>委託先：唐津市神田〇〇 唐津市〇〇代表 A 委託料請求者：唐津市浜玉町〇〇 唐津支部 代表 A 振込先口座名義人：〇〇〇〇組合 代表理事組合長 B</p>		

	<p>(2) 補助事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるものがあった。 実績報告書に記載されている有害鳥獣捕獲委託事業の事業費に誤りがあった。</p> <p>実績報告書に記載した事業費 2, 273, 400円 事務監査で集計した事業費 2, 249, 400円</p>
--	---

団 体 名	佐賀県農業信用基金協会		
所 在 地	佐賀市栄町2番1号		
監査執行年月日	平成21年8月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県農業信用基金協会特別準備金補助
		補助事業費	6, 434, 876円
		補助金交付額	4, 289, 917円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	まつら森林組合		
所 在 地	唐津市巖木町中島5番1号		
監査執行年月日	平成21年10月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助事業費	81, 749, 300円
		補助金交付額	37, 030, 750円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 造林事業補助金申請事務取扱手数料の取扱いに不適切なものがあった。 佐賀県造林事業実施要領第10事務取扱手数料等では、手数料の料率を定めようとする場合は、手数料承認申請書を知事に提出しなければならないと規定されているが、組合合併後の承認手続きがなされていなかった。</p>		

団 体 名	兵庫北土地区画整理組合		
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木15番地1		
監査執行年月日	平成21年8月24日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県土地区画整理事業補助(平成19年度繰越)
		補助事業費	193, 400, 000円
		補助金交付額	193, 400, 000円

		補助事業名	佐賀県土地区画整理事業補助
		補助事業費	647,725,000円
		補助金交付額	549,325,000円
所 管 課	まちづくり推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀市土地改良区		
所 在 地	佐賀市巨勢町大字高尾99番地3		
監査執行年月日	平成21年10月16日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助
		補助事業費	11,640,000円
		補助金交付額	9,020,000円
		補助事業名	佐賀県土地改良区組織運営基盤強化対策事業費補助
		補助事業費	13,610,500円
		補助金交付額	12,828,000円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務について適正でないものがあった。</p> <p>① 随意契約の締結で適正でないものがあった。</p> <p>随意契約を行うに当たっては、佐賀市土地改良区規約に基づき理事会の議決が必要であるが、議決を経ることなく契約締結がなされていたものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン等購入 1,000,000円 ・ GISシステム作成 9,828,000円 ・ 新農業水利システム保全対策事業実施設計作成委託業務 147,000円 ・ 新農業水利システム保全対策事業土地改良施設台帳作成業務 3,000,000円 ・ 新農業水利システム保全対策事業保全計画策定業務 1,197,000円 <p>② 見積合せによる随意契約で適正でないものがあった。</p> <p>見積合せによる随意契約を行う場合は、見積提出期限などの条件を同じにして見積参加者に通知する必要があるが、見積依頼文書が作成されておらず、条件などの確認ができない不透明な状態のまま契約事務が遂行され、業者が決定されているものがあった。</p> <p>(パソコン等購入契約)</p> <p>見積参加業者のうち決定業者の見積の提出が最も遅く、また、見積</p>		

	<p>日付と納品・請求日付が同日となっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社 (決定業者) 平成21年3月30日 1,000,000円 ・ B社 平成21年3月27日 1,066,222円 ・ C社 平成21年3月27日 1,104,442円 <p>(2) 実績報告書記載の金額が実績額と異なるものがあつた。 事業実績報告書の「事業に要した経費」の欄については、電動バタフライ弁設置に係る業者への支払実績額2,782,500円を記載すべきであったにもかかわらず、県補助金額に合わせて2,000,000円と記載されていた。</p> <p>(正) 経費の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">事業に要した経費</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水管理等施設整備 (電動バタフライ弁設置)</td> <td style="text-align: center;">2,782,500</td> <td style="text-align: center;">2,000,000</td> <td style="text-align: center;">782,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(誤) 経費の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事 項</th> <th rowspan="2">事業に要した経費</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> <tr> <th>県補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水管理等施設整備 (電動バタフライ弁設置)</td> <td style="text-align: center;">2,000,000</td> <td style="text-align: center;">2,000,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実施結果の報告がなされていなかった。 国の土地改良区組織運営基盤強化対策実施要綱で、事業を実施した土地改良区は県へ実施結果を報告することが規定されているが、なされていなかった。</p>	事 項	事業に要した経費	内 訳		県補助金	その他	水管理等施設整備 (電動バタフライ弁設置)	2,782,500	2,000,000	782,500	事 項	事業に要した経費	内 訳		県補助金	その他	水管理等施設整備 (電動バタフライ弁設置)	2,000,000	2,000,000	
事 項	事業に要した経費			内 訳																	
		県補助金	その他																		
水管理等施設整備 (電動バタフライ弁設置)	2,782,500	2,000,000	782,500																		
事 項	事業に要した経費	内 訳																			
		県補助金	その他																		
水管理等施設整備 (電動バタフライ弁設置)	2,000,000	2,000,000																			

団 体 名	佐賀の木・家・まちづくり協議会		
所 在 地	佐賀市鍋島町大字八戸字上深町3182番地		
監査執行年月日	平成21年8月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀の住まいまちづくり推進事業費補助
		補助事業費	6,000,000円
		補助金交付額	4,000,000円
所 管 課	建築住宅課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を		

	<p>要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 業務委託契約書に当団体の押印がないものがあった。</p> <p>当団体は、事業を委託して実施しているが、「家をつくるなら」事業業務委託契約書において、団体の印鑑を押印していなかった。</p>
--	---

団 体 名	佐賀県ヨット連盟																						
所 在 地	唐津市二太子三丁目1番8号																						
監査執行年月日	平成21年10月22日																						
監 査 執 行 者	監査委員 富 崎 昭 宏																						
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助																				
		補助事業費	13,545,989円																				
		補助金交付額	13,545,989円																				
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県ヨットハーバー																				
委 託 額		18,595,000円																					
所 管 課	体育保健課																						
監 査 の 結 果	<p>1 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行の一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 指定管理業務の実施で適正でないものがあった。</p> <p>①施設使用許可申請受付及び使用料の徴収が期限後になされていたものがあった。</p> <p>佐賀県ヨットハーバー条例では、研修室、宿泊室、艇置場（1日単位の使用を除く）を使用する者は、使用日の1週間前までに使用料を納付しなければならない旨を規定している。また、仕様書では、原則として使用日の10日前までに使用許可申請を受け付けることとされている。</p> <p>しかしながら、研修室・宿泊室・艇置場とも、使用日を過ぎてから使用料が納付されたものがあった。また、申請についても、期限後に受け付けられ、しかも特認の理由も記載されていないものがあった。</p> <p>(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用日</th> <th>受付期限</th> <th>実際の受付日</th> <th>使用料納期限</th> <th>実際の納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>平成20年 8月22日～24日</td> <td>8月12日</td> <td>8月14日</td> <td>8月15日</td> <td>9月11日</td> </tr> <tr> <td>宿泊室</td> <td>平成20年 12月25日～30日</td> <td>12月15日</td> <td>12月17日</td> <td>12月18日</td> <td>1月6日</td> </tr> </tbody> </table>					区分	使用日	受付期限	実際の受付日	使用料納期限	実際の納付日	研修室	平成20年 8月22日～24日	8月12日	8月14日	8月15日	9月11日	宿泊室	平成20年 12月25日～30日	12月15日	12月17日	12月18日	1月6日
区分	使用日	受付期限	実際の受付日	使用料納期限	実際の納付日																		
研修室	平成20年 8月22日～24日	8月12日	8月14日	8月15日	9月11日																		
宿泊室	平成20年 12月25日～30日	12月15日	12月17日	12月18日	1月6日																		

	艇置場	平成20年 8月12日～ 平成21年 8月11日	8月2日	8月4日	8月5日	9月4日
<p>②施設の維持・管理業務が仕様書どおりに実施されていないものがあつた。 定期清掃については、施設設備等維持・管理業務（再）委託仕様書で、年9回実施することとされている。しかしながら、ヨット連盟と清掃業者との委託契約時に取り交わされた年間計画表では定期清掃は年8回実施する計画となっており、実績も年8回となっていた。</p> <p>(2) 指定管理者が管理委託料で購入した備品が県の備品として管理されていなかった。 ヨット連盟は、管理委託料で備品を購入していたが、当該備品は県が定める備品台帳に記載されていなかった。</p> <p>購入備品 噴霧器 金 額 50,400円 購入年月日 平成21年3月31日</p>						

団 体 名	佐賀県プロサッカー振興協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月21日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県プロサッカー振興協議会負担金
		負担事業費	7,000,000円
		負担金交付額	7,000,000円
所 管 課	政策監グループ		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 負担金の請求時期で適正でないものがあつた。 総会で事業計画及び予算審議が決定しない前に、県に負担金の請求を行っていた。しかも、当協議会事務局職員は、県職員が兼務している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金請求額 7,000,000円 ・負担金受入日 平成20年4月15日 ・総会開催日 平成20年7月12日 <p>(2) 備品等の財産管理で適正でないものがあつた。 協議会で取得した備品等が台帳又は財産目録等で管理されていなかった。</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度に取得した備品 パソコン2台 金額 152,075円 <p>(3) 予算の執行において適正でないものがあった。 集客支援事業で、補正予算を計上しないままに予算額を超えた執行がなされていた。 予算額 7,500,000円 決算額 8,979,992円 協議会に対して「サガン鳥栖」を通じ、Jリーグから補助金が交付されたが、補正予算を計上せず、専決処分の手続きも取らないままに執行しているものがあった。 Jリーグ補助金1,213,080円 1月30日入金</p> <p>(4) 会則の運用で適正でないものがあった。 協議会の会則に定める幹事会が設置されていなかった。 会則第12条 幹事会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会に付議すべき事項の審議 ・事業の推進に関すること ・協議会への加入に関すること <p>(5) 協議会の支出として馴染まないものがあった。 鳥栖工業高等学校のグラウンドにナイター使用のための電力計を設置し、その取付け設置費用を支出しているが、これはサガン鳥栖ユースクラブの夜間練習のための環境整備の目的で設置したものであり、協議会の支出として適正ではなかった。 電力計取付け設置費用 69,930円</p>
--	--

団体名	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月15日		
監査執行者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議負担金
		負担事業費	6,893,213円
		負担金交付額	3,904,000円
所管課	地球温暖化対策課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 備品の管理で適正でないものがあった。 会計規程第28条では、「備品出納・管理簿を備え、備品の状況を明らかにし、適正に管理しなければならない。」となっているが、帳簿が整備</p>		

	<p>されておらず、備品の取得年月日や取得価格が不明であった。会計規程どおり備品出納・管理簿を使って備品を適正に管理されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供事業用パソコン（平成20年度購入） ・ 金額 91,300円 <p>(2) 規程類の整備で不十分なものがあった。 推進会議の運営に必要な規程類で、会計処理に関する規程を中心に整備が必要なものがあった。</p> <p>(例) 環境サポーター謝金の支出基準に関するもの ボランティア団体への交付金に関するもの（採択基準等） 出張・旅費支給に関するもの</p> <p>(3) 契約の履行確認で適正でないものがあった。 印刷物の作成委託や物品の購入に際し、履行確認（検査者・検査年月日の記載）がなされていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「県下一斉美化活動啓発チラシ印刷」 ・ 金額 74,970円 <p>会計規程第26条 契約を締結した場合は契約の適正な履行を確保するため又はその給付の完了を確認するため必要な監督又は検査をしなければならない。</p>
--	---

団体名	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年 9月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	ひろげよう“佐賀の味”推進事業
		負担事業費	30,617,478円
		負担金交付額	13,874,000円
所管課	流通課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協議会予算及び事業計画の承認（機関決定）が遅延していた。 協議会会計規程第6条で、「協議会の予算及び事業計画は、毎事業年度開始前に事務局長が作成し、幹事会の承認を得て委員会で確定する。」となっているが、委員会が事業年度開始後の5月19日に開催されていた。</p> <p>(2) 予算執行のチェック体制の強化を図るべきものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行者は、事務局長（県流通課副課長）となっており、執行額に関係なく、流通課内で処理できる体制となっている。 ・ 予算の流用が、幹事長決裁（流通課長）となっており、流通課内で処理 		

	<p>できる体制となっている。</p> <p>以上のとおり、すべて流通課内で予算の執行が処理でき、牽制が効きにくい状態となっている。会計規程を見直し、チェック体制を強化すべきである。</p> <p>(3) 協議会の成果物としては不適切なものがあつた。</p> <p>① 作成されたパンフレットやポスターには「安心・安全のおいしさを JA グループ佐賀がお届けします。」「JA グループ佐賀 最上肉質5等級と、ご注文下さい。」と表示され、当協議会の表示がなかった。協議会と JA グループとの連名にすべきであつた。</p> <p>・佐賀牛ポスター (1,000 枚)、パンフレット (11,000 枚)、POP (1,000 枚) の制作費用 5,091,235 円</p> <p>② 佐賀牛 CM2 本のうち1本については、「銀座季楽編」が作成されていた。これは、JA グループ佐賀が独自で作成すべきであつた。</p> <p>・佐賀牛CMの制作 (15 秒) : 「おいしい佐賀牛編 (大阪地区用)」及び 「銀座季楽編 (東京地区用)」 佐賀牛消費宣伝事業委員会との共同制作 総事業費 6,497,584 円 ＝協議会負担額 2,998,885 円＋佐賀牛消費宣伝事業委員会負担額 3,498,699 円</p>
--	--

団 体 名	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月30日		
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝		
財 政 的 援 助 内 容	負担金	負担事業名	海外市場における佐賀ブランド確立事業費負担
		負担事業費	61,334,936円
		負担金交付額	28,373,000円 (平成20年度交付)
		負担金交付額	19,553,028円 (平成21年度交付)
所 管 課	流通課		
監 査 の 結 果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協議会の機関決定がないままに事業が執行されているものがあつた。</p> <p>中東関係の事業については、県は平成20年6月議会で事業実施の承認がなされているが、協議会では中東、アメリカ関連の事業計画の変更及び補正予算の承認を得ないままに事業を実施し、事業計画の変更等の手続きは平成21年2月2日の協議会で事後承認がなされていた。</p> <p>(補正予算の承認がないままに負担金の請求)</p> <p>・県の負担金額 18,373 千円 (納入年月日 平成20年8月26日)</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・JAの負担金額 3,500千円(納入年月日 平成21年1月20日) (事業計画の変更承認がないままに事業実施) ・中東事業の実施時期 平成20年7月～ ・アメリカ向け輸出事業 平成20年7月～ <p>(2) 予算の執行で適正でないものがあつた。 中東事業の実施で、協議会の事後承認(事業計画)を平成21年2月に受けていたにもかかわらず、計画通りの事業実施がなされず、予算流用の手続きもしないままに事業が執行されているものがあつた。</p> <p>(3) 中東事業の実施に関して協議会の機関決定がないままに、国の補助メニューにもない財産が購入されているものがあつた。</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">購入財産名</td> <td style="padding-right: 20px;">間仕切りパネル一式</td> <td>エアスタナー一式</td> </tr> <tr> <td>購入金額</td> <td>2,257,500円</td> <td>2,079,000円</td> </tr> <tr> <td>購入年月日</td> <td>平成20年10月8日</td> <td>平成20年10月9日</td> </tr> </table> <p>(4) 負担金の納入で、その負担金の根拠が不明確なもの、請求遅れによる負担金納入が遅延しているものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金の根拠が不明確なもの 平成20年6月4日に開催された第1回協議会(委員会)において事業計画及び予算が承認されているが、それに基づく各団体からの負担金額の徴収で、根拠が不明確なものがあつた。 第1回協議会開催でのJAさかの負担金額 6,000千円 負担金請求年月日 平成20年7月17日 JAさかの負担金請求額 8,000千円 納入年月日 平成20年8月29日 ・負担金の納入遅延 伊万里市負担金額 225千円 負担金請求年月日 平成20年12月26日 負担金納入年月日 平成21年1月30日 負担金関連事業 平成20年10月22日～11月6日 <p>(5) 予算が成立する前に物品購入等がなされているものがあつた。 協議会予算の成立日 平成20年6月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香港佐賀牛プロモーション事業プレゼント 商品郵送 40,220円 平成20年5月21日 ・書籍購入代(〇〇〇〇社) 3,830円 平成20年5月22日 ・微風広場(台北市)でのハウスみかん試食 宣伝活動に係るサンプル購入 28,980円 平成20年5月27日 ・サンプル提供のためのサーロイン、リブ ース購入 11,130円 平成20年5月27日 ・中東市場ホテル・レストラン等へのサ ンプル輸送 58,925円 平成20年6月2日 	購入財産名	間仕切りパネル一式	エアスタナー一式	購入金額	2,257,500円	2,079,000円	購入年月日	平成20年10月8日	平成20年10月9日
購入財産名	間仕切りパネル一式	エアスタナー一式								
購入金額	2,257,500円	2,079,000円								
購入年月日	平成20年10月8日	平成20年10月9日								

団 体 名	さが“食と農”絆づくりプロジェクト会議		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月6日		
監査執行者	監査委員 富崎昭宏		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	さが“食と農”絆づくりプロジェクト推進事業
		負担事業費	7,006,627円
		負担金交付額	3,500,000円
所 管 課	生産者支援課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 予算・決算等に関する規定がなかった。 プロジェクト会議設置規約及び事務局設置規約に予算（補正予算）の編成、決算、監査に関する規定がなかった。これらの規定を盛り込んだ会計規程等を整備されたい。</p> <p>(2) 契約の履行確認で適正でないものがあった。 印刷物の作成委託や物品の購入に際し、履行確認（検査者・検査年月日の記載）がなされていないものがあった。 ・「さが地産地消の店」紹介冊子（改訂・増刷） ・金 額 670,215円</p>		

団 体 名	有明佐賀空港活性化推進協議会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年9月2日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	有明佐賀空港活性化推進協議会負担金
		負担事業費	118,355,000円
		負担金交付額	118,355,000円
所 管 課	空港・交通課		
監査の結果	<p>負担事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 実績の確認で不十分なものがあった。 有明佐賀空港モーニング2,000E d yキャンペーン費用負担契約書では、全日本空輸株式会社はE d yギフト付与件数実績を報告する書類を添付して支払い請求をすることとなっているが、請求書に受取件数、金額を記載されているのみで、その件数、金額を証明する書類が添付されていなかった。</p>		

団 体 名	第61回県民体育大会実行委員会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	平成21年10月30日		
監 査 執 行 者	監査委員 田中俊雄		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	第61回県民体育大会実行委員会負担金
		負担事業費	8,734,076円
		負担金交付額	4,452,000円
所 管 課	体育保健課		
監 査 の 結 果	負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社団法人佐賀県トラック協会		
所 在 地	佐賀市高木瀬西三丁目1番20号		
監査執行年月日	平成21年 9月28日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	運輸事業振興助成交付金
		交付事業費	205,423,000円
		交付金交付額	205,423,000円
所 管 課	商工課		
監 査 の 結 果	<p>交付金事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 協会の助成金交付事業の各交付要綱で不備なものがあった。</p> <p>県交付要綱に記載されている間接交付金の交付に際し、間接交付金事業者に対して付すべき条件で一部示されていないものがあった。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業完了後5年間保管すること。 		

3 公の施設の指定管理団体

団 体 名	佐賀県障害者スポーツ協会		
所 在 地	佐賀市天祐一丁目8番5号		
監査執行年月日	平成21年 8月31日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	勤労身体障害者教養文化体育館
		委 託 額	7,004,000円
所 管 課	障害福祉課		

監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 体育館の運営に関する業務（開館時間）で適正でないものがあった。 指定管理者は、管理運営仕様書に基づき年度当初に事業計画書を提出することとなっている。 その中で、勤務体制として、体育館の開館時間（勤務体制）を2交代制で午前8時30分から午後9時までと計画されていたが、日曜日の開館時間が午前8時30分から午後5時までとなっており、計画どおりの開館時間が守られていなかった。 ※総合福祉センター管理規則第18条 体育館の開館時間は、一日につき午前9時から午後9時までを含む12時間以上とする。</p> <p>(2) 財産の管理で、適正でないものがあった。 管理運営に関する協定書第6条に定める管理物件のうち、財産台帳（建物）の写しが引き継がれていなかった。また、備品の現品照合がなされていなかった。</p> <p>(3) 事業報告書の内容で不十分なものがあった。 仕様書では、自己評価を実施し、その結果を事業報告書にまとめ県に提出することとされているが、平成20年度は実施されていなかった。</p> <p>(4) 事業実施計画書で計画していた自主事業で実施されていないものがあった。 ・障害者フロアカーリング大会 ・障害者フライングディスク大会 ・障害者教養文化教室（囲碁、俳句、書道、手芸）</p>
-----------	--

団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク		
所 在 地	佐賀市成章町5番地2		
監査執行年月日	平成21年 8月31日		
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 田中俊雄 富崎昭宏		
財政的援助内容	公の施設の	施 設 名	佐賀県難病相談・支援センター
	管 理	委 託 額	5,223,000円
所 管 課	健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>公の施設の管理はおおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 指定管理業務を含む予算・事業計画の決定手続で適正でないものがあった。 会計処理規程第8条では、「本法人の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、総会の承認を得て理事長が定める。」と規定されてい</p>		

	<p>る。しかしながら、指定管理業務を含む団体の予算・事業計画は、総会の承認を得ずに理事会で決定され県に提出されていた。</p> <p>(2) 指定管理に係る決裁がなされていないものがあった。 事務処理規程第6条、第7条で文書の管理及び決裁について規定されている。しかしながら、指定管理に係る事業報告書の提出などについて決裁がなされていないものがあった。</p> <p>(3) 事業報告で不十分なものがあった。 仕様書では、自己評価を実施しその結果を事業報告書にまとめ県に提出することとされているが、事業報告書に該当する記載がなかった。</p> <p>(4) 指定管理業務の再委託の手続で適正でないものがあった。 警備業務を業者へ再委託しているが、管理運営に関する協定書第9条第1項に規定する甲（佐賀県）の承諾を得ていなかった。</p> <p>(5) 収入・支出事務で適正でないものがあった。 経費の収入・支出を行う際に、稟議書等が作成されていないものがあった。このため、同規程第14条各号に規定する会計責任者の承認を得ていることの確認ができなかった。</p> <p>(6) 予算の編成・執行について適正でないものがあった。 当初予算作成以降、全ての科目において変更が生じたことに伴う補正予算が作成されていなかった。または予算の流用手続きもなされていなかった。</p> <p>(7) 会計処理で適正でないものがあった。 自動販売機の電気料を設置業者から現金で受け、預金に入れてから直接支払に充てているが、会計処理規程第4条では「本法人の一切の取引は、別に定める勘定科目により処理する。」と規定されているのに、収入・支出の勘定科目に計上していなかった。</p> <p>(8) 預貯金残高の確認で適正でないものがあった。 残高照合について、会計処理規程第16条第2項に規定する預貯金を月1回取引先金融機関の預貯金残高と帳簿残高を照合しなければならないが、照合されていなかった。</p>
--	--

所 管 課 ご と の 監 査 結 果

1 出資団体関係

所 管 課	男女参画・県民協働課		
団 体 名	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業計画・事業報告の受理に関して適正でないものがあつた。</p> <p>① 指定管理業務に係る事業計画、事業報告に指定管理業務以外の財団運営に係る業務など指定管理業務としては位置付けられていないものが含まれていたが、所管課ではそのまま受理していた。提出書類の審査を徹底されるとともに、整理が必要なものは指定管理者と協議して整理されたい。</p> <p>(事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新会計ソフト保守サービス (財団事業) ・新公益法人会計諸指導料 (//) <p>② 第1期目の指定管理者の募集の際に、財団の特色をアピールする事業として県民協働に関する事業計画が提案されているが、実績報告でその実施状況が確認できなかった。</p> <p>指定管理者選定の際には特色ある事業は評価点も高いと思われることから、仕様書で定めた業務だけでなく、募集時の事業計画で団体がアピールした自主事業等についても当初の目的どおり実施されたかどうか、所管課のチェックを徹底されたい。</p> <p>(2) 指定管理業務の管理物件ではないものについて、仕様書でその管理運営を業務として位置付けているものがあつた。</p> <p>協定書において指定管理業務の管理物件とはなっていないアバンセ北側の県有地について、仕様書では、北側駐車場としてその管理運営業務を位置付けていた。当該用地は今後も指定管理物件とする予定はないとのことであり、別途委託契約を結ぶなど管理責任の所在を明確にされたい。</p> <p>【アバンセ北側の用地の地番】</p> <p>佐賀市天神三丁目15番地18</p> <p>(用途はアバンセ駐車場等となっているが、指定管理者に示した財産台帳には入っていない)</p> <p>【協定書】</p> <p>第6条 この協定に基づき、甲が乙に管理運営業務を行わせるに当たって管理させる物件(以下「管理物件」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称及び所在地 佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センター 佐賀市天神三丁目2番11号</p> <p>(2) 対象物件 甲が別に定める財産台帳及び備品台帳のとおり</p>		

	<p>【仕様書】</p> <p>4 その他設置目的を達成するための業務</p> <p>(3) 駐車場（北側駐車場を含む。）の管理運営業務</p> <p>(3) 利用料金改定で、知事の承認がなされていなかった。 利用料金の改定に際し、事前に知事に対して承認申請がなされていたが、知事から事務処理（承認手続き）がなされていなかった。 指定管理者からの利用料金改定承認申請書提出日 平成20年3月21日</p> <p>(4) 指定管理者が管理委託料で購入した備品の管理で適正でないものがあった。 協定書に定める備品の購入で、指定管理者から事業報告の中で備品購入実績が報告されているにも関わらず、県備品としての管理（備品台帳の整理及び備品札の貼付）がなされていなかった。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>購入備品名</th> <th>数量</th> <th>購入金額</th> <th>購入年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>書架</td> <td>2台</td> <td>460,000円</td> <td>平成20年10月10日</td> </tr> <tr> <td>映写用スクリーン</td> <td>1台</td> <td>63,000円</td> <td>平成21年3月17日</td> </tr> <tr> <td>マルウェア対策機器</td> <td>1台</td> <td>945,000円</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>ミシン</td> <td>1台</td> <td>105,000円</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>ノートパソコン</td> <td>1台</td> <td>67,095円</td> <td>平成21年3月31日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6台</td> <td>1,640,095円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	購入備品名	数量	購入金額	購入年月日	書架	2台	460,000円	平成20年10月10日	映写用スクリーン	1台	63,000円	平成21年3月17日	マルウェア対策機器	1台	945,000円	平成21年3月31日	ミシン	1台	105,000円	平成21年3月31日	ノートパソコン	1台	67,095円	平成21年3月31日	合計	6台	1,640,095円	
購入備品名	数量	購入金額	購入年月日																										
書架	2台	460,000円	平成20年10月10日																										
映写用スクリーン	1台	63,000円	平成21年3月17日																										
マルウェア対策機器	1台	945,000円	平成21年3月31日																										
ミシン	1台	105,000円	平成21年3月31日																										
ノートパソコン	1台	67,095円	平成21年3月31日																										
合計	6台	1,640,095円																											

所 管 課	循環型社会推進課			
団 体 名	財団法人佐賀県環境クリーン財団			
財政的援助内容	出資金	出 資 額	30,000,000円	
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営費補助	
		補助事業費	61,843,238円	
		補助金交付額	61,843,238円	
		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備事業費補助	
		補助事業費	703,299,025円	
		補助金交付額	296,165,000円	
		補助事業名	佐賀県産業廃棄物処理施設モデル的整備事業補助	
		補助事業費	563,600,090円	
		補助金交付額	56,994,000円	
		補助事業名	佐賀県廃棄物高度処理施設整備事業補助	
	補助事業費	671,928,900円		
補助金交付額	435,700,000円			

		補助事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設高度処理事業費補助(運営費)
		補助事業費	224,151,546円
		補助金交付額	216,177,628円
	貸付金	貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団運営資金貸付
		貸付額	5,191,000円
		貸付事業名	財団法人佐賀県環境クリーン財団建設資金貸付
		貸付額	1,000,000,000円
	貸付事業名	佐賀県公共関与型廃棄物処理施設整備資金貸付	
	貸付額	553,826,000円	
監査の結果	<p>(1) 県からの貸付金及び補助金のあり方で検討を要するものがあった。</p> <p>団体の施設整備特別会計では平成20年4月下旬以降10億円を超える資金が、廃棄物処理事業特別会計では平成20年7月以降7,000万円から約2億円の資金が預金口座に滞留していた。</p> <p>県の貸付金の期間及び補助金の交付時期のあり方について検討されたい。</p>		

所管課	健康増進課		
団体名	財団法人佐賀県総合保健協会		
財政的援助内容	出資金	出資額	4,000,000円
監査の結果	<p>(1) 委託業務の契約内容で検討を要するものがあった。</p> <p>県の委託事業である「がん登録事業」が、委託費3,225千円に対し、支出が5,507千円となっていた。当協会に対し過重な負担を与えないよう契約内容を検討されたい。</p>		

所管課	新産業課、商工課、雇用労働課		
団体名	財団法人佐賀県地域産業支援センター		
財政的援助内容	出資金	出資額	8,000,000円
	補助金	補助事業名	財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助
		補助事業費	127,773,170円
		補助金交付額	127,773,170円
		補助事業名	佐賀県地域産業支援対策事業費補助
		補助事業費	28,179,393円
		補助金交付額	26,571,393円
		補助事業名	佐賀県技術振興等補助
		補助事業費	13,016,069円
	補助金交付額	13,016,069円	
	貸付金	貸付事業名	さが中小企業応援基金事業貸付

		貸付事業費	1,300,000,000円
		貸付金交付額	1,050,000,000円
		貸付事業名	佐賀県小規模企業者等設備導入資金貸付
		貸付事業費	228,680,000円
		貸付金交付額	114,340,000円
	負担金	負担事業名	中小企業勤労者福祉サービスセンター事業運営費負担金
		負担事業費	35,229,855円
負担金交付額		4,000,000円	
公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県地域産業支援センター 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター	
監 査 の 結 果	<p>【地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 知事への報告を要するもので行われていないものがあつた。 知事が所管する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱第4条に基づき、所管課長は情報公開制度に関する運用状況の報告を求めているが、報告をさせていなかった。</p>		

所 管 課	雇用労働課		
団 体 名	財団法人佐賀県高齢・障害者雇用支援協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	500,000円
	補助金	補助事業名	佐賀県高齢・障害者雇用支援協会補助
		補助事業費	1,151,000円
		補助金交付額	320,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助事業に係る交付決定の通知が遅延していた。 交付決定日 平成20年6月11日 財団の通知文書收受日 平成20年7月11日</p>		

所 管 課	林業課		
団 体 名	財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	662,646,000円
	補助金	補助事業名	佐賀県森林・林業・木材産業づくり交付金
		補助事業費	864,000円
		補助金交付額	864,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 当団体への指導監督について改善すべきものがあつた。 当団体は、県が外郭団体の見直し対象として、平成18年に「指導監督等体制を充実する団体」に位置づけ、平成18年度から「立入検査の頻度を高める」としているが、平成17年11月1日の調査の後には平成21年3月27日の実施となっていた。 また、当団体の事務局員を兼ねる林業課職員が立入検査を実施していた。 立ち入り検査のあり方を改善されたい。</p>		

	<p>(2) 当団体への指導監督について不十分なものがあつた。</p> <p>当団体は、県が外郭団体の見直し対象として、平成18年に「情報公開を促進する団体（ホームページによる財務諸表等の公表に新たに取り組む団体）」として位置づけているが、平成20年度の財務諸表がホームページに公開されていなかった。</p>
--	--

所 管 課	土地対策課		
団 体 名	佐賀県土地開発公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	30,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 公社のあり方について検討を要するものがあつた。</p> <p>関係所管課と連携のうえ、残団地の処分方針及び公社のあり方を検討された。</p>		

所 管 課	水資源対策課		
団 体 名	財団法人嘉瀬川ダム対策基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	9,500,000円
	負担金	負 担 事 業 名	佐賀県嘉瀬川ダム関連富士町振興計画特別助成事業負担金
		負 担 事 業 費	2,188,642,000円
		負担金交付額	282,584,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 負担金交付申請の提出日が適正でなかった。</p> <p>負担金交付要綱に定められた提出期限を過ぎて、県へ交付申請書が提出されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付申請書提出日 平成20年6月27日 <p>※ 負担金交付要綱第3条第3項</p> <p>負担金の交付申請書の提出期限は、毎年度5月31日とし、その提出部数は1部とする。</p> <p>(2) 負担金交付事業において対象事業の変更事務処理で適正でないものがあつた。</p> <p>負担金交付対象事業において当初申請時から事業主体の変更及び対象経費の額（負担金総額の変更はなし）の変更があつているにも関わらず、財団から県へ変更承認申請が提出されず、知事の承認も受けていなかった。（財団と県の事務担当者は同一）</p> <p>(3) 負担金の交付決定の時期で適正でないものがあつた。</p> <p>財団から佐賀市へ交付する負担金交付事務において、県からの負担金交付決定通知を待たずに佐賀市への負担金交付決定通知がなされていた。</p>		

	(財団と県の事務担当者は同一) <ul style="list-style-type: none"> ・ 財団から佐賀市への交付決定通知日 平成20年6月27日 ・ 県から財団への交付決定通知日 平成20年7月16日
--	---

所 管 課	森林整備課		
団 体 名	財団法人さが緑の基金		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	250,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 財団が行っている助成事業の実施検査後の対応について問題があるものがあつた。 財団で緑の募金による助成事業の検査を実施し、適正でないと指摘を行いながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認められていない使途に支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。 ・ 助成基準額を超えて支出されていたにもかかわらず返納させていなかった。 ・ 助成額よりも支出額が少ないにもかかわらず返納させていなかった。 ・ その他、会計処理の不備を指摘しながら、是正されたかどうかを確認されていないものがあつた。 <p>実施検査後の対応について財団を指導されたい。</p>		

所 管 課	道路課		
団 体 名	佐賀県道路公社		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	7,490,000,000円
監 査 の 結 果	<p>(1) 理事長の住所変更登記事務で、団体に指導を要するものがあつた。 理事長の住所変更にあたって、異動日（平成19年6月14日以前）から2週間以内に登記すべきところを平成21年4月13日に住所変更の登記がなされていた。法令を遵守するよう団体を指導されたい。</p> <p>(2) 監査のあり方で改善を要するものがあつた。 平成18年の外郭団体の見直しに当たって、当公社を監事への就任を見直す団体に位置づけ「公認会計士等への就任要請を行っていく」としていたが、公認会計士に断られ税理士が監事に就任されている。 平成20年度の監査意見書には「今後も既有路線の増収を図ると共に、事業経費の適正化に留意されたい」とあるが、具体的な点については事務局に記録もなかった。 監査のあり方について団体を指導されたい。</p>		

所 管 課	社会教育・文化財課		
団 体 名	財団法人佐賀県教育文化振興財団		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	20,000,000円
	公の施設の 管 理	施 設 名	北山少年自然の家 黒髪少年自然の家 波戸岬少年自然の家
監 査 の 結 果	<p>【北山少年自然の家関係】</p> <p>(1) 事業報告の内容確認で不十分なものがあつた。 指定管理業務が仕様書及び事業計画書どおりに実施されたかどうか事業報告書において把握できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、報告内容を修正させないまま受理し、確認通知を行っていた。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客対策の実績が不明 ・食事の提供（特別料理の提供・地元食材の活用等）の実績が不明 <p>(2) 事業計画書の提出について協定書と仕様書とで規定の整合性がないものがあつた。 事業計画書の提出については、協定書と仕様書の各々で手続等が規定されているが、それらの整合性がないので整理されたい。</p> <p>【協定書第15条】 乙は、各年度の2月末日までに、当該年度の翌年度に係る次に掲げる内容を記載した事業計画書を甲に提出しなければならない。</p> <p>【仕様書8頁】 乙は、毎年度当初に事業計画書及び収支予算書を作成し、教育委員会に提出すること。また、前年度の2月末日までに次年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）を作成し、教育委員会に提出すること。 作成に当たっては、教育委員会と調整を図ること。</p> <p>【黒髪少年自然の家関係】</p> <p>(1) 財産（備品）の管理で適正でないものがあつた。 協定書で、備品の管理規定が定められているが、指定管理経費で購入した備品が県の備品として管理されていなかった。 県備品として管理できるように、実績報告書等の見直しを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入備品 丸のこ ・金 額 81,900円 <p>(2) 管理運営に関する事業計画に記載されているもので実施が不十分なものがあつた。 事業計画書に記載しながら、実施が不十分なものがあつた。 所管課においては、事業計画書に基づき確実に実施されているかどうか確認を徹底されたい。</p>		

	<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「各種の地域行事に積極的に参加するなど、地域振興への参画・協力に努めます」とあるが、黒髪山の山開きへの参加程度であった。 ・「接客サービス向上のための接客研修・・・以上のような所内研修を実施することにより、職員のスキルアップを図ります」とあるが、接客研修が十分に行われていなかった。 <p>【波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1) 事業報告の内容確認で不十分なものがあつた。</p> <p>指定管理業務が仕様書及び事業計画書どおりに実施されたかどうか事業報告書において把握できないものがあつたにもかかわらず、所管課は、報告内容を修正させないまま受理し、確認通知を行っていた。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘客対策の実績が不明 ・食事の提供（特別料理の提供・地元食材の活用等）の実績が不明 <p>(2) 管理運営に関する事業計画に記載されているもので実施が不十分なものがあつた。</p> <p>事業計画書に記載しながら、実施が不十分なものがあつた。</p> <p>所管課においては、事業計画書に基づき確実に実施されているかどうか確認を徹底されるとともに、不備があれば是正指導されたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研修等により個人情報管理の重要性を職員に周知徹底させ、利用者の個人情報保護について万全を期していきます」とあるが、研修は実施されていなかった。 ・「満室等で利用ができない場合等における、他の自然の家などへの斡旋、紹介などに取り組んでいきます」とあるが、他所を教える程度で積極的な対応はほとんど実施されていなかった。
--	---

所 管 課	体育保健課		
団 体 名	財団法人佐賀県体育協会		
財政的援助内容	出資金	出 資 額	170,000,000円
	補助金	補 助 事 業 名	財団法人佐賀県体育協会運営事業費補助
		補 助 事 業 費	125,399,553円
		補 助 金 交 付 額	84,627,201円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助（国民体育大会 第28回九州ブロック大会派遣事業費補助）
		補 助 事 業 費	20,077,547円
		補 助 金 交 付 額	20,077,547円
		補 助 事 業 名	各種競技大会派遣事業費補助（第63回国民 体育大会派遣事業費補助）
補 助 事 業 費	18,592,248円		

		補助金交付額	18,592,248円
		補助事業名	各種競技大会派遣事業費補助（国民体育大会第64回冬季大会派遣事業費補助）
		補助事業費	3,734,700円
		補助金交付額	3,734,700円
	公の施設の管理	施設名	佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館
監査の結果	<p>(1) 交付決定の時期で適正でないものがあった。 要綱に定めた交付の決定をするまでに要すべき標準処理期間を過ぎて交付決定されているものがあった。 交付申請日 ①平成20年6月10日、②平成20年8月11日 交付決定日 ①平成20年6月30日、②平成20年9月4日 標準処理期間 14日</p> <p>(2) 精算に伴う補助金の返還事務で適正でないものがあった。 補助金の返還事務において納入期限を過ぎてから返納通知書が協会に届けられていた。納入期限日の設定に際しては、内部事務処理期間を考慮して納入者に迷惑が掛からないよう余裕のある期限設定をされたい。 平成20年度第63回国民体育大会派遣事業費補助金返還 返還額 7,167,752円 納入期限日 平成21年2月2日（月） 返納通知書発送日 平成21年1月30日（金） 協会が納入通知書を受領した日 平成21年2月3日（火） 協会が納入した日 平成21年2月5日（木）</p> <p>(3) 補助金の実績報告書の提出時期で、適正でないものがあった。 （財）佐賀県体育協会運営事業費補助金交付要綱（県補助金）第5条第2項で全額概算払いを行った場合の実績報告書の提出期限を翌年度の4月10日としているにもかかわらず、（財）佐賀県体育協会から翌年度の4月10日付けの実績報告書が実際は9月4日頃に提出され受理していた。（9月8日に4月14日付けで額の確定を通知） 所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき実績報告書の提出期限を遵守させるよう団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(4) 指定管理者が管理委託料で購入した備品の管理で適正でないものがあつた。 協定書に定める備品の購入で、指定管理者から事業報告の中で備品購入実績が報告されているにも関わらず、県備品としての管理（備品台帳の整理及び備品札の貼付）がなされていなかった。 購入備品名 金額 パソコン4台 513,450円 デジタイマー2台 168,600円</p>		

2 補助金等交付団体関係

所 管 課	政策監グループ		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	さがんアスリートジュニアサポート事業補助
		補助団体数	佐賀陸上競技協会ほか2団体
		補助事業費	15,851,000円
		補助金交付額	15,851,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助事業の実施にあたって適正でないものがあった。 佐賀陸上競技協会に対する13,463,000円の補助であるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当補助金が佐賀陸上競技協会の決算書に計上されていなかった。 ・当協会の事務局長等の決裁を確認できなかった。 <p>(2) 補助金交付要綱に定める補助基準単価と相違する支払いがあった。 補助基準単価では、県外講師の謝金は1日30,000円以内となっているが、50,000円の支払いがあった。</p> <p>県（政策監）は、口頭による申し出により、補助基準単価の「その他特に必要と認められる経費」に該当するという事象で了承したとのことであったが、口頭ではなく特例条項を認める際の手続き規定を整備されたい。</p>		

所 管 課	政策監グループ		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県プロサッカー振興協議会負担金
		団体名	佐賀県プロサッカー振興協議会
		負担事業費	7,000,000円
		負担金交付額	7,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 負担金の支出時期で適正でないものがあった。 協議会職員を兼務している所管課は、協議会総会の審議（機関決定）がなされず、負担金支出の根拠がないことを知りながら、負担金請求書を受理し、負担金を支出していた。</p> <p>負担金支出額 7,000,000円 負担金支出日 平成20年4月15日 総会開催日 平成20年7月12日</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県私立学校運営費補助（幼稚園）
		補助団体数	学校法人高岸幼稚園ほか73団体
		補助事業費	未確定
		補助金交付額	1,406,514,000円
監査実施団体数	3団体		

監査の結果	<p>(1) 補助金の額の確定がなされていなかった。 平成20年度補助金の額の確定が監査日現在行われていなかった。 額の確定は速やかに（出納整理期間末までに）行うこと。 実績報告書提出日 平成21年4月30日 額の確定年月日 未了（平成21年11月13日現在）</p>
-------	--

所管課	地球温暖化対策課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	佐賀県環境にやさしい県民運動推進会議負担金
		団体名	佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議
		負担事業費	6,893,213円
		負担金交付額	3,904,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 負担金の支払いで遅延しているものがあつた。 推進会議への県費負担金の支払いが、納入期限後になされていた。推進会議は財源の約半額を県の負担金で賄っている団体であり、請求後速やかに支払われたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・負担金納入依頼 平成20年6月3日 ・納入期限 平成20年6月30日 ・納付日 平成20年7月4日 <p>(2) 負担金のあり方について検討を要するものがあつた。 推進会議は、収入の多くを県及び市町の負担金に負っているが、決算で多額の繰越金が発生していた。 県の負担金額及び市町負担金総額の算出根拠については、推進会議規約及び会計規程等に定めがなく、また、過去に遡っても根拠が確認できなかった。 現在の負担金額のあり方について、推進会議と連携し検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進会議予算額 8,238,899円 ・平成20年度県負担金額 3,904,000円 ※市町負担金額：1,684,000円 ・平成20年度一般会計繰越額 1,385,066円 (平成19年度 〃 1,750,899円) 		

所管課	有明海再生・自然環境課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県虹の松原再生・保全事業補助
		補助団体数	虹の松原保護対策協議会
		補助事業費	10,000,000円
		補助金交付額	5,000,000円

監査実施団体数	1団体
監査の結果	<p>(1) 補助金の審査事務で適正でないものがあつた。</p> <p>① 虹の松原再生・保全事業補助金のうち「再生活動推進費」の補助対象経費については、当初に交付申請されていた 5,000,000 円が、6,220,000 円に増額 (1,220,000 円の増) 変更され、6,419,973 円で執行されていたが、所管課は、変更承認申請書に当該変更の理由が記載されていないものを受理し承認していた。</p> <p>なお、同じ変更承認申請書で、「再生保全事業費」については、マツ過密林の除間伐等を行う区画割りを設定する必要があるとの理由が記載されたうえで、松の過密林除間伐 5,000 千円を中止し、観測点設置業務委託 3,780 千円を新たに実施することが承認されていた。(補助対象経費 1,220,000 円の減)</p> <p>② 協議会において、補助金交付申請書及び変更承認申請書に明記されておらず、また、県の予算要求内容を見ても協議会事業として予定されていない「虹の松原内駐車場整地他工事」の支出がなされ、補助対象事業として実績報告書が提出されていた。</p> <p>当該整地工事は、国が所有し唐津市が管理する駐車場に対する工事であり、所管課において、補助対象事業として認めることができるかどうか駐車場用地の権利関係などを調査すべきであつたにもかかわらず、調査を行わないまま認めていた。</p> <p>・虹の松原内駐車場整地他工事 1,199,100 円</p>

所管課	長寿社会課											
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助									
		補助団体数	社会福祉法人正和福祉会ほか2団体									
		補助事業費	523,183,057円									
		補助金交付額	155,880,000円									
監査実施団体数	2団体											
監査の結果	<p>(1) 報告書類で、期限を過ぎて提出されていたものがあつた。</p> <p>所管課は、補助金交付要綱で工事着工報告書等の提出期限を定め、補助金の交付団体に遵守を求めているにもかかわらず、期限内の日付となっている報告書を期限後に受理していた。</p> <p>所管課にあつては、補助金交付要綱の規定に基づき、報告書類の提出期限を遵守するよう団体への指導を徹底されたい。</p> <p>(工事着工報告書)</p> <table border="0"> <tr> <td>提出期限</td> <td>文書の日付</td> <td>実際の提出日</td> </tr> <tr> <td>平成20年10月6日</td> <td>平成20年10月6日</td> <td>平成21年1月12日</td> </tr> </table> <p>(工事進捗状況報告書)</p> <table border="0"> <tr> <td>提出期限</td> <td>文書の日付</td> <td>実際の提出日</td> </tr> </table>			提出期限	文書の日付	実際の提出日	平成20年10月6日	平成20年10月6日	平成21年1月12日	提出期限	文書の日付	実際の提出日
提出期限	文書の日付	実際の提出日										
平成20年10月6日	平成20年10月6日	平成21年1月12日										
提出期限	文書の日付	実際の提出日										

	平成21年1月10日 (実績報告書)	平成21年1月6日	平成21年1月12日
	提出期限	文書の日付	実際の提出日
	平成21年3月31日	平成21年3月31日	平成21年4月13日

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助
		補助団体数	社会福祉法人清水福祉会ほか22団体
		補助事業費	794,740,848円
		補助金交付額	532,821,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 軽費老人ホーム(ケアハウス)利用者の対象収入認定のあり方について指導を要するものがあった。 この補助金の交付に当たっては、利用者からの事務費徴収額が本人の前年の対象収入によって規定されているが、監査実施施設の中には市県民税所得課税証明書や通帳等、提出される書類によって収入認定額に差異があると言われた施設があった。施設によって差異がないよう指導を徹底されたい。</p> <p>(2) 補助金の額の確定が遅れているものがあった。 補助事業者から平成20年度の実績報告書が平成21年4月30日に提出されているが、それに伴う補助金の額の確定日が平成21年6月5日となっていた。額の確定については出納整理期間(5月末)までに行われたい。</p>		

所 管 課	医務課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県看護師等養成所運営費補助
		補助団体数	社団法人佐賀市医師会ほか6団体
		補助事業費	615,507,576円
		補助金交付額	102,388,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に改善を要するものがあった。 ①補助金交付申請書及び実績報告書を2部提出するよう求めているが、現状は1部で対応できているので実態に即して改善されたい。 ②補助金交付要綱第2条に規定する別表に定める「基準額」と補助事業者に提出を求めている「運営費所要額調書」及び「運営費事業精算書」様式に記載されている「基準額」とに不整合があった。提出を求めている様式で県内就業調整率に関する項目が基準額から抜けて</p>		

	<p>いるので修正されたい。</p> <p>(2) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあつた。 交付要綱では、教員経費として部外講師謝金が対象とされているが、部外講師のタクシー代が対象経費に計上されていた。</p> <p>(3) 支出事務において指導を要するものがあつた。 機器を購入するにあたっては、経理規定で「会長の決裁を要する」とされているが、会長決裁書類が保管されていないものがあつた。 補助金交付要綱では、帳簿及び証拠書類は補助事業完了後5年間保管することとされており、書類を適切に管理するよう指導されたい。</p> <p>(4) 補助金の交付条件で補助事業者に提示されていないものがあつた。 補助金交付要綱第4条で規定されている補助金の交付の条件のうち、第10号の条件が交付決定通知書に記載されていなかった。</p>
--	--

所 管 課	雇用労働課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県シルバー人材センター連合会事業費補助
		補助団体数	社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会
		補助事業費	10,786,118円
		補助金交付額	5,188,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に改善を要するものがあつた。 補助金交付申請書及び実績報告書を2部提出するよう求めているが、現状は1部提出させているので実態に即して改善されたい。</p>		

所 管 課	流通課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	ひろげよう“佐賀の味”推進事業
		団体名	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会
		負担事業費	30,617,478円
		負担金交付額	13,874,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 監査の指摘事項に対する不誠実な対応があつた。(厳重注意) 前回(平成18年度)の監査で「事務局会や幹事会、委員会での会議録が残されていないので、関係者や後任の担当者等が、情報の共有化や共通認識が持てるよう会議録を作成、保存し活用されたい」と指摘したところ「会議録を作成し保存するとともに、関係者に配布し、情報の共有化や共通認識を醸成するよう指導した」と回答されたにもかかわらず、平成20年5月13日に開催された幹事会・事務局員会の議事録が作成されていなかった。また、委員</p>		

	会、幹事会の議事録に決定事項が明確に記載されていなかった。
--	-------------------------------

所 管 課	流通課		
財政的援助内容	負担金	負担事業名	海外市場における佐賀ブランド確立事業費負担
		団体名	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会
		負担事業費	61,334,936円
		負担金交付額	28,373,000円 (平成20年度支出) 19,553,028円 (平成21年度支出)
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 県と協議会の予算の執行に関し整理すべきものがあつた。</p> <p>台湾、香港、ドバイにおける佐賀産農産物の販売促進活動に係る支出で、協議会において予算執行されるべきであつたにもかかわらず県の事業として支出されていたものがあつた。県と協議会の予算の執行基準を明確にされたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県貿易協会への佐賀県産農産物等輸出促進業務委託費の一部 (平成21年2月の「さがほのか」フェア(台湾)の旅費、サンプル購入費など) 205,337円 ・ 香港の百貨店の日本法人との打合せ旅費 (香港の百貨店で、さがほのか「佐賀フェア」の打合せのため担当係長(事務局職員)が神戸にJAとともに出張) 41,700円 ・ 法被のクリーニング代 (ドバイでの佐賀牛試食会及び台湾でのハウスみかんプロモーションで使用したもの) 2,646円 		

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助
		補助団体数	唐津商工会議所ほか31団体
		補助事業費	1,586,447,196円
		補助金交付額	1,070,001,497円
監査実施団体数	5団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金対象経費の該当の有無について明確にすべきものがあつた。</p> <p>補助金対象経費として、「児手」(児童手当拠出金)及び「一般歳出」(アスベスト対策に関する労働保険料とのこと)と称する経費が福利厚生費に計上されていたが、補助金交付要綱にも補助金交付申請に当たっての「記入上の注意」にもこれらの経費が該当する旨が明確に記載されていなかった。</p> <p>所管課においては、これらの経費が補助金対象となるかどうか明確にされ、補助金交付団体に徹底されたい。</p>		

所 管 課	商工課		
財政的援助内容	交付金	交付金事業名	運輸事業振興助成交付金
		団 体 名	社団法人佐賀県トラック協会ほか2団体
		交付金事業費	323,707,799円
		交付金交付額	221,000,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあつた。 佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条第1項(9)に記載されている「間接補助金」を「間接交付金」に改められたい。</p>		

所 管 課	観光課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	社団法人佐賀県観光連盟補助
		補助団体数	社団法人佐賀県観光連盟
		補助事業費	173,741,716円
		補助金交付額	146,977,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 観光連盟に対する補助金交付要綱の規定で整備を要するものがあつた。 観光連盟は、「魅力アップ支援事業」や「観光客誘致環境整備支援事業」として、県内の観光施設や宿泊施設において観光地の魅力アップを推進するため、民間団体が自主的に取り組む事業に対して補助を実施している。 補助事業の中には、ソフト事業だけでなく、外国語表記の案内板や国際放送受信設備等、ハード事業で取得した財産もあるが、交付要綱に補助事業者等に対する財産の処分の制限の規定(佐賀県補助金等交付規則第22条)が設けられていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の記載内容で不十分なものがあつた。 「事業の成果」の欄に、「・・・の誘致に努めた」「・・・誘客宣伝を行った」「・・・誘致の促進を行った」「・・・受入体制の整備に努めた」とのみ記載されていた。 所管課においては、実績報告の審査を徹底されたい。</p>		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	有害鳥獣被害防止対策事業費補助
		補助団体数	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会ほか8団体
		補助事業費	85,541,538円
		補助金交付額	22,863,500円
監査実施団体数	1団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 実績報告書の確認（審査）で不十分なものがあつた。 補助金の実績報告書に未記載と記載誤りがあつた。確認（審査）を徹底されたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲委託事業の委託先ごとの有害鳥獣捕獲頭数が未記載であつた。 ・捕獲報償金交付事業の捕獲頭数が「事業の内容及び経費の配分（別紙1）」には1,823頭、「事業完了報告書（別紙2）」には1,888頭と相違していた。 ・玄海町の被害防止計画の作成状況が未記入であつた。 ・電気牧柵設置事業の受益面積を㎡単位で記入しているにもかかわらず、単位をhaと記載していた。
-----------	--

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県農業信用基金協会特別準備金補助
		補助団体数	佐賀県農業信用基金協会
		補助事業費	6,434,876円
		補助金交付額	4,289,917円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 農業信用基金協会特別準備金積み立てに係る補助金交付要綱の見直しを検討されたい。</p> <p>この補助金は、農業者の担い手の育成に資する資金の円滑な供給に資するため、農業信用基金協会が求償権の償却その他基金協会の財務基盤の強化を図るために要する経費として積み立てる特別準備金（会計令第44条）への補助となっている。</p> <p>補助金交付要綱によると当分の間、対象資金ごとに、前年12月末保証事故準備必要額から、前年度末に積み立てた特別準備金の額を差し引いて得た額に補助率を乗じた額を補助することとなっていることから、下段の表のとおり保証事故準備必要額合計（A）より特別準備金積立額合計（E）が上回っていても、対象資金によっては補助する必要が発生することとなっている。</p> <p>したがって、現状の特別準備金積立金への補助については、対象資金ごとに保証事故準備必要額を計算し保証事故準備必要額の合計額と前年度末準備金積立額の合計額を対比して、保証事故準備必要額が多い場合に補助するよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。</p>		

(単位：千円)						
資金名	前年12月 末保証事故 準備必要額 (A)	前事業 年度末 準備金 積立額 (B)	前年4月 から12 月まで の償却 求償権 回収額 (C)	前年4月 から12 月まで の特別 準備金 取崩額 (D)	前年12 月末特別 準備金積 立額 (E) = (B)+(C) -(D)	補助対 象額 (F) = (A) -(E)
A資金	6,549	14,962	0	0	14,962	0
B資金	316	339	0	0	339	0
C資金	2,624	3,235	0	0	3,235	0
D資金	9,860	8,791	0	0	8,791	1,069
E資金	12,384	7,018	0	0	7,018	5,366
F資金	1,234	1,508	0	0	1,508	0
合計	32,969	35,856	0	0	35,856	6,434

所 管 課	林業課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県造林事業補助
		補助団体数	まつら森林組合ほか23団体
		補助事業費	874,947,300円
		補助金交付額	373,642,380円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 造林事業補助金（森林所有者から委託を受けて行う事業）に係る補助金交付事務で、検討を要するものがあった。</p> <p>造林事業補助金の要綱では、実績報告書（資金の使途）の提出を求めている。これは、この事業が事業完了後に補助金申請がなされるためである。</p> <p>しかしながら、補助金申請書には、事業内容及び事業量の記載はあるが、事業費の額及び経費の配分、使用方法等の記載も無く、事業費の総額が分からない状態となっている。</p> <p>また、県（農林事務所）は、補助金申請に基づき施行地ごとに竣工検査を行い、造林事業検査調書を作成し、その写しを県（林業課長）に送付</p>		

	<p>することで知事は、補助金の交付決定及び額の確定通知を行い、補助金を支出する流れとなっており、補助金の執行が適正になされているかどうかのチェックがなされないままに補助金が支出されている現状である。（造林事業実施要領）</p> <p>さらに、補助金の受け入れについては、預り金（対価としての性格を有さないので、消費税の課税対象外）として処理することとなっており、【平成9年11月27日付け9林野組第199号林野庁長官通知を根拠とする県からの通知（平成9年12月3日付け林政第948号佐賀県林政課長通知）】補助金額の10%の事務取扱手数料のみが組合の決算額には計上され、補助金の使途内容が組合の決算書に計上されず、補助金の使途が分からない仕組みとなっている。</p> <p>したがって、補助金申請書に事業費及び経費の使用方法を添付させ、県の竣工検査時に補助金が適正に執行されているかについても検査できるよう見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 造林事業補助金申請事務取扱手数料の取扱いに不適切なものがあつた。 佐賀県造林事業実施要領第10事務取扱手数料等では、手数料の料率を定めようとする場合は、手数料承認申請書を知事に提出しなければならないと規定されているが、組合合併後の承認手続きが確認できなかった。所管課においては、要領に基づく手続きを徹底されたい。</p> <p>(3) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則第4条第3項で「知事は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。」と規定されているので、標準的な期間を設定されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回目の交付申請提出日 平成20年5月29日 ・ " 交付決定日 平成20年7月14日 ・ " 補助金支払日 平成20年7月31日
--	---

所管課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県新農業水利システム保全対策事業補助
		補助団体数	佐賀市土地改良区ほか4団体
		補助事業費	47,860,000円
		補助金交付額	35,890,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。 新農業水利システム保全対策事業における担い手への集積状況報告書で、完了年度の担い手等の所有面積（計画面積）に記載誤りがあつた。 担い手等の所有面積 (正) 501.30 h a (誤) 479.30 h a</p>		

	<p>(2) 計画策定後の取り組みで、団体に指導を要するものがあった。 平成20年度に農業水利システム保全計画を策定されているが、計画策定後の取り組みについて団体に尋ねても説明ができなかった。 計画策定後まで考えて事業に取り組むよう団体を指導されたい。</p>
--	--

所 管 課	農地整備課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀県土地改良区組織運営基盤強化対策事業費補助
		補助団体数	佐賀市土地改良区ほか1団体
		補助事業費	17,610,500円
		補助金交付額	16,828,000円
監査実施団体数	1団体		
監査の結果	<p>(1) 契約事務で、団体への指導を要するものがあった。 見積合せによる随意契約を行う場合は、見積提出期限などの条件を同じにして見積参加業者に通知する必要があるが、見積依頼文書が作成されておらず、条件などの確認ができない不透明な状態のまま契約事務が遂行され、業者が決定されているものがあった。 団体における規定等の整備が不十分なままこのような契約事務が行われており、契約事務が適正に処理されるよう団体を指導されたい。</p> <p>(2) 実績の確認方法について改善を要するものがあった。 事業実績報告書の「事業に要した経費」の欄については、電動バタフライ弁設置に係る業者への支払実績額2,782,500円を記載すべきであったにもかかわらず、県補助金額に合わせて2,000,000円と記載されていた。 現地で関係書類を検査するなど、実績の確認方法について見直されたい。</p> <p>(3) 実施結果の報告で適切でないものがあった。 国の土地改良区組織運営基盤強化対策実施要綱の規定に基づき、県は、土地改良区から実施結果の報告を受け、その成果を整理のうえで地方農政局長に提出する必要がある。しかしながら、所管課は、土地改良区からの報告を受けず、所管課で把握できるデータを基に自ら作成して、地方農政局長に提出していた。</p>		

所 管 課	建築住宅課		
財政的援助内容	補助金	補助事業名	佐賀の住まいまちづくり推進事業費補助
		補助団体数	佐賀の木・家・まちづくり協議会
		補助事業費	6,000,000円
		補助金交付額	4,000,000円
監査実施団体数	1団体		

監 査 の 結 果	<p>(1) 県への補助金実績報告額と当団体の決算額とが合致していなかった。 補助金実績報告書の事業費総額が600万円（県補助金400万円、協議会負担金200万円）になるよう前例に従い数値合わせが行われていた。ありのままを報告するよう改められたい。</p>																								
	<p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事 項</th> <th style="width: 25%;">県への補助金実績報告額</th> <th style="width: 25%;">当団体の決算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀の家づくりの広報</td> <td style="text-align: right;">200,000</td> <td style="text-align: right;">220,000</td> </tr> <tr> <td>「家をつくるなら」事業</td> <td style="text-align: right;">1,550,000</td> <td style="text-align: right;">1,700,000</td> </tr> <tr> <td>「さかの木」PR活動</td> <td style="text-align: right;">1,250,000</td> <td style="text-align: right;">1,370,000</td> </tr> <tr> <td>木の家づくり・まちなみづくり事業</td> <td style="text-align: right;">1,100,000</td> <td style="text-align: right;">1,250,000</td> </tr> <tr> <td>地域のシンボルの施設を木造にする事業</td> <td style="text-align: right;">1,650,000</td> <td style="text-align: right;">1,800,000</td> </tr> <tr> <td>県下工業高等学校建築学科建築設計競技</td> <td style="text-align: right;">250,000</td> <td style="text-align: right;">300,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">6,000,000</td> <td style="text-align: right;">6,640,000</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	県への補助金実績報告額	当団体の決算額	佐賀の家づくりの広報	200,000	220,000	「家をつくるなら」事業	1,550,000	1,700,000	「さかの木」PR活動	1,250,000	1,370,000	木の家づくり・まちなみづくり事業	1,100,000	1,250,000	地域のシンボルの施設を木造にする事業	1,650,000	1,800,000	県下工業高等学校建築学科建築設計競技	250,000	300,000	計	6,000,000
事 項	県への補助金実績報告額	当団体の決算額																							
佐賀の家づくりの広報	200,000	220,000																							
「家をつくるなら」事業	1,550,000	1,700,000																							
「さかの木」PR活動	1,250,000	1,370,000																							
木の家づくり・まちなみづくり事業	1,100,000	1,250,000																							
地域のシンボルの施設を木造にする事業	1,650,000	1,800,000																							
県下工業高等学校建築学科建築設計競技	250,000	300,000																							
計	6,000,000	6,640,000																							
	<p>(2) 事業内容が不明瞭であった。 補助金交付申請書や補助金実績報告書の「事業の内容」には、「佐賀の家づくりの広報」、「家をつくるなら事業」等事項名しか記載されておらず、どんな事業が実施されたか全くわからなかった。当協議会の総会資料を見て初めてどんな事業が実施されたかわかる程度であった。</p>																								

所 管 課	空港・交通課		
財政的援助内容	負担金	負 担 事 業 名	有明佐賀空港活性化推進協議会負担金
		団 体 名	有明佐賀空港活性化推進協議会
		負 担 事 業 費	118,355,000円
		負担金交付額	118,355,000円
監査実施団体数	1団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 多額の繰越金が生じているので、負担金のあり方を検討されたい。 協議会の支出額が県からの負担金及び委託金の合計額より下回っており、平成20年度に10,447,045円もの繰越金が生じていた。 また、平成20年6月末以降ほぼ3,000万円以上が預金口座に滞留していた。 県の負担金の減額、返還、支払い時期等、当協議会の負担金のあり方について検討されたい。</p>		

3 指定管理団体関係

所 管 課	障害福祉課		
団 体 名	佐賀県障害者スポーツ協会		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	勤労身体障害者教養文化体育館
監 査 の 結 果	<p>(1) 実績報告の確認で不十分なものがあつた。 実績報告書の提出に際して、報告内容の確認及び指導を要するものについて改善勧告がなされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育館の開館時間で、日曜日の開館時間が計画どおりとなっていないがあつた。 ・自主事業の開催で、未実施のものがあつた。(スポーツ大会、教養文化教室) ・利用者の意見収集方法として、アンケートや意見箱を設置して自己評価を実施することとされていたが、実施されていなかった。 <p>(2) 財産の管理で適正でないものがあつた。 管理運営協定書第6条に定める財産台帳(建物)の写しの送付、備品台帳と現物の照合確認がなされていなかった。</p>		

所 管 課	健康増進課		
団 体 名	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク		
財政的援助内容	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県難病相談・支援センター
監 査 の 結 果	<p>(1) 事業報告の確認で不十分なものがあつた。 仕様書では、自己評価を実施し、その結果を事業報告書にまとめ県に提出することとされている。しかしながら、自己評価は実施されておらず、所管課はそれを確認しないまま事業報告書を受領していた。</p>		

所 管 課	体育保健課		
団 体 名	佐賀県ヨット連盟		
財政的援助内容	補助金	補 助 事 業 名	佐賀県ヨット連盟運営事業費補助
		補助事業費	13,545,989円
		補助金交付額	13,545,989円
	公の施設の 管 理	施 設 名	佐賀県ヨットハーバー
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理対象物件で整理を要するものがあつた。 唐津市浄水センター内のヨットハーバー連絡道路(唐津市所有地)については、協定書、仕様書で指定管理対象物件とは位置付けられていないに</p>		

もかかわらず、指定管理者に、清掃業務（除草剤の散布、側溝の砂の処理、花火大会等イベント後の清掃など）を行わせていた。

当該道路は、本来、平成3年5月9日付けで締結された佐賀県教育委員会と唐津市との「浄水センター道路の借地に関する覚書」に基づき、佐賀県教育委員会が管理の責任を有するものである。

所管課においては、覚書の内容を確認のうえ、指定管理対象物件とするのか、ヨット連盟と管理委託契約を別途結ぶのか整理されたい。

(2) 財産台帳、備品台帳について適正でないものがあつた。

協定書第6条では、管理対象物件を確定させるため、県教育委員会は財産台帳、備品台帳をヨット連盟に示すことが規定されているが、建物・工作物に関する財産台帳はヨット連盟に示されていなかった。

また、備品台帳については、備品一覧表という形でヨット連盟に示されてはいたが、例えばヨットの隻数は総数のみ記載され、1艇ごとの艇種類別、取得価格、取得年月日などの明細が確認できないものがあるなど、備品台帳として不十分なものであつた。

(3) 使用料徴収事務に係る契約書が締結されていなかった。

協定書では、指定管理者が行う使用料徴収事務の詳細については、別途締結する契約書によることと規定されているが、所管課は、契約書締結の手続きを行っていなかった。

(4) 指定管理業務に係る事業の確認等で適正でないものがあつた。

使用料の徴収事務や施設の維持・管理業務などの指定管理業務が規定どおりに実施されていなかったにもかかわらず事業の完了を承認していた。

指定管理業務の実施内容について所管課における確認等を徹底されたい。

(仕様書どおりに実施されていなかったものの例)

- ・使用料徴収事務（納期限後の徴収等）
- ・施設の維持・管理業務（定期清掃回数の減）

(5) 協定書と仕様書の内容で整理すべきものがあつた。

協定書第16条では、管理運営業務に要する経費の収支決算は毎年度終了後3月以内に提出しなければならないと規定されているが、仕様書では収支決算書は期末月の翌月末までに提出するとの規定になっている。実際は協定書の規定に基づき、6月に提出されていたところであり、実態に合った規定の整理をされたい。

(6) 補助金交付請求の収受で適正でないものがあつた。

補助金交付請求書は、補助金の交付が決定された通知日以降に収受しなければならないにも関わらず、交付決定通知日の前に提出された補助金交付請求書を受理していた。

	補助金交付請求日 平成20年4月3日 補助金交付決定通知日 平成20年4月14日
--	---